

平成21～25年度

北海道地域振興条例に基づく施策の実施状況

平成26年3月
北海道

目 次

1	北海道地域振興条例の施行状況の点検について	・・・・・・・・ P 1
2	北海道地域振興条例の概要	・・・・・・・・ P 1
3	地域振興条例に基づく施策の点検方法等	・・・・・・・・ P 2
4	地域振興施策の実施状況整理	・・・・・・・・ P 3
5	地域振興施策の実施状況	・・・・・・・・ P 4～4 3

1 北海道地域振興条例の施行状況の点検について

道では、個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、本道における地域振興の基本理念や道の責務などを明らかにした上で地域振興施策を推進することとして、平成21年4月に北海道地域振興条例を施行し、市町村や地域の目線に立った地域振興施策の充実・強化に努め、振興局を「地域づくりの拠点」として、市町村や地域の方々との連携の下、持続可能な活力ある地域づくりに取り組んできました。

本条例は、附則で、条例施行から5年を経過するごとに施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしています。

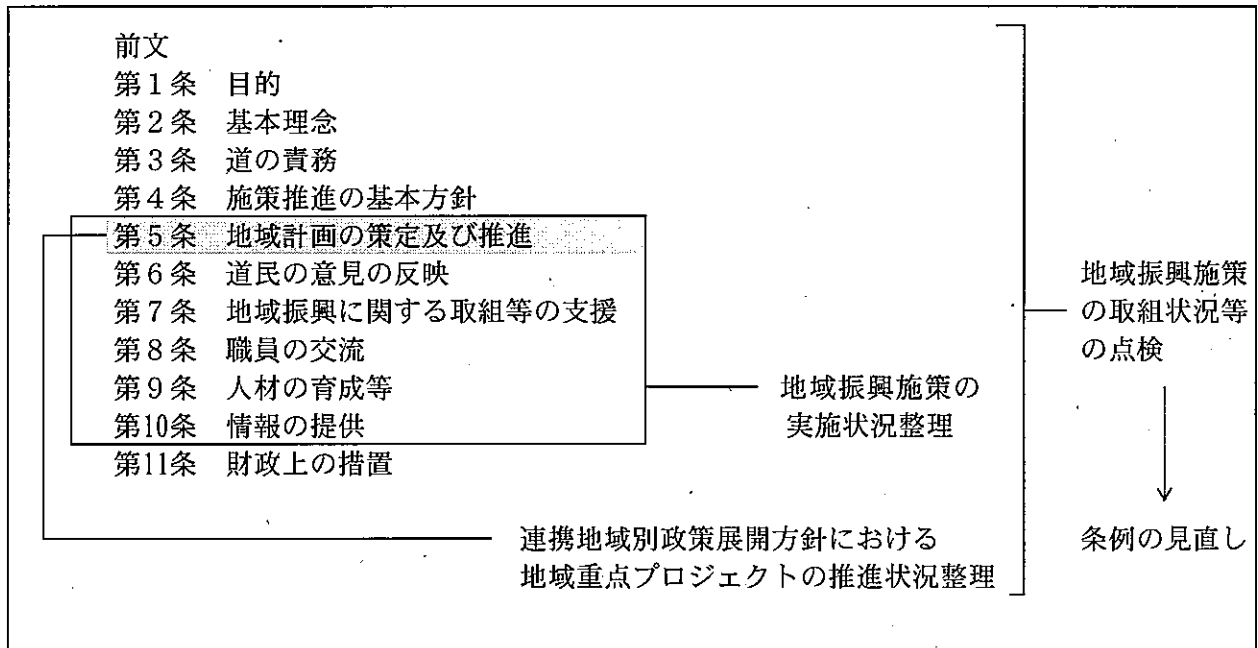
平成26年4月に条例の施行から5年を経過することから、これまで展開してきた地域振興施策の取組状況等を点検し、地域の意見を幅広く伺いながら検討し必要な見直しを行います。

2 北海道地域振興条例の概要

前文				
本道の各地域が直面する厳しい状況を踏まえ、道民、市町村及び道が一体となって、それぞれの地域の実情に即した取組を積極的に進めていくとともに、地域の特色ある活動を一層活発に展開することにより、北海道全域の活性化を図り、すべての人々が将来にわたり安心して暮らし、幸福を享受できる地域社会を構築するための条例を制定				
第1章 総則 地域振興に関する基本的考え方を明らかにします				
目的（1条） 本道の地域振興を道民、市町村と共に進め、「個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を目指します。				
基本理念（2条） すべての主体が共有すべき地域振興の基本的な考え方を規定します。				
(1) 地域特性に応じた取組の推進	(2) 道民、市町村、道の適切な役割分担及び協働による取組の推進	(3) 地域間の交流・地域相互の連携と補完の促進		
道の責務（3条） 地域振興を進める上で道の果たすべき責務を規定します。				
(1) 地域振興施策の総合的計画的推進	(2) 主体的な取組の促進及び市町村施策の支援	(3) 市町村との連携及び道民との協働の推進	(4) 国に対する必要な協力要請及び提言	(5) 広域的な見地からの施策の推進及び調整
第2章 地域振興に関する施策の推進 地域振興に関する基本的な施策の進め方を明らかにします				
施策推進の基本方針（4条） 道として施策を推進していく上での基本方針を示します。				
(1) 地域特性への配慮	(2) 地域資源の活用	(3) 人材の育成と活用	(4) 幅広い分野の施策の一体的実施	(5) 重要課題の解決に向けた本道の特性の発揮
地域計画の策定及び推進（5条） 地域振興を効果的に進めるための地域計画を策定・推進します。				
(1) 地域区分ごとの計画（地域計画）策定	(2) 総合計画の方向に沿った地域計画の策定	(3) 地域計画と特定分野計画との一体的な推進		
道民の意見等の反映（6条） 道民及び市町村の意見や提案を地域振興施策に反映させるための体制整備その他の必要な措置を行います。				
地域振興に関する取組等への支援（7条） 市町村等の主体的な取組に対する支援施策を充実します。				
(1) 市町村等の取組等への支援施策の充実	(2) 道民と市町村の協働、広域的な取組の促進及び人口・産業構造変化による社会経済への影響が特に懸念される地域振興への配慮			
職員への交流（8条） 市町村との緊密な連携による地域振興施策を推進するため、職員派遣等の充実を図ります。				
人材の育成等（9条） 地域振興を進める上で必要な人材の育成や人材等の活用を進めます。				
情報の提供（10条） 道民及び市町村の主体的な取組等が促進されるよう必要な情報の提供を行います。				
財政上の措置（11条） 地域振興施策の推進のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。				
附 則 平成21年4月1日				
条例施行後5年ごとに条例施行の状況等について検討を加え、必要な措置を実施				

3 地域振興条例に基づく施策の点検方法等

条例第5条から第10条に基づく地域振興施策の実施状況と、第5条に基づく連携地域別政策展開方針における地域重点プロジェクトの推進状況について整理し、地域振興施策の実施状況についてのご意見、地域重点プロジェクトの推進状況、社会経済情勢の変化等に対する検討を踏まえ、条例全体の点検を行います。



○地域振興施策の実施状況整理

総合政策部地域づくり支援局を中心に実施している地域振興施策の実施状況を整理します。

○連携地域別政策展開方針における地域重点プロジェクトの推進状況整理

各部の施策・事業と連携して推進している地域重点プロジェクトの推進状況を整理します。

4 地域振興施策の実施状況整理

地域振興条例に基づく地域振興施策の実施状況整理においては、次のとおり、条例に基づいてこれまで展開してきた施策・事業ごとに実施状況を整理しています。

条例の区分		展開してきた施策・事業等
第5条	地域計画の策定及び推進	<ul style="list-style-type: none"> ・連携地域別政策展開方針の策定・推進
第6条	道民の意見等の反映	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり連携会議、政策提案制度の実施 ・地域づくり推進会議の実施 ・ラウンドテーブルミーティング、地域にどんどん飛び出し隊（短期業務対応派遣制度）の実施 ・振興局機能の強化 ・道民や市町村からの意見・提案等の聴取等
第7条	地域振興に関する取組等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり総合交付金 ・地域政策推進事業（振興局独自事業） ・集落対策の推進 ・過疎対策の推進 ・離島振興対策の推進 ・夕張市の財政再生への支援 ・北海道チャレンジパートナー特区制度の実施 ・道から市町村への事務・権限移譲の推進 ・北海道遺産構想の推進 ・移住・交流施策の推進 ・包括交流連携の推進 ・青函交流・連携の推進 ・広域的な連携を活用した地域づくりの推進 ・地域にどんどん飛び出し隊（短期業務対応派遣制度）の実施
第8条	職員の交流	<ul style="list-style-type: none"> ・職員派遣制度の充実による職員交流の推進 ・道と市町村の共同政策研究の充実
第9条	人材の育成等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域力向上サポート事業 ・新しい公共支援事業 ・民間企業等との協働 ・大学やNPOなど外部人材の活用による地域の活性化
第10条	情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興に有用な情報の提供等

5 地域振興施策の実施状況

○ 条例の実施区分

第5条 地域計画の策定及び推進

道は、広域的な地域の区分ごとに地域振興を効果的に推進するための計画（以下「地域計画」という。）を策定しなければならない。

2 道は、地域計画については、総合計画（北海道行政基本条例（平成14年北海道条例第59号）第7条第1項に規定する総合計画をいう。）が示す政策の基本的な方向に沿って策定しなければならない。

3 道は、地域計画については、特定分野別計画（北海道行政基本条例第7条第4項に規定する特定の分野における政策の基本的な方向等を明らかにする計画をいう。）と一体的に推進しなければならない。

○ 施策名（事業名）

連携地域別政策展開方針の策定・推進

○ 目的（趣旨）

北海道地域振興条例第5条の「地域計画」と位置づけている「連携地域別政策展開方針」を策定し、特定分野別計画と一体的に推進する。

○ 現状（現行制度）

「新・北海道総合計画」の推進の手立ての一つとして、地域の特性や特色に応じ、地域に根ざした政策を展開するため、6つの連携地域ごとに「連携地域別政策展開方針」を策定（H20.10月）し、北海道地域振興条例に基づく「地域計画」として位置づけ推進している。

平成25年3月には、社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを行った、新たな方針を策定したところであり、その中で、「食」や「観光」など地域の優位性を活かした取組の加速、再生可能エネルギーの利活用促進、防災・減災対策や地域医療の確保といった地域が抱える重要課題に的確に対応するよう、「地域重点プロジェクト」を再構築しており、地域の多様な主体と連携するとともに、各部の施策・事業及び地域づくり総合交付金や地域政策推進事業、地域振興派遣などの地域振興施策を活用しながら、方針を推進している。

・ 連携地域別政策展開方針の枠組み

地域の現状・課題	連携地域全体や各地域における現状、課題を記述している。
地域のめざす姿	地域住民と行政が一体となって実現をめざしていく、将来のあるべき地域の姿を記述したもの。時期は、新・北海道総合計画の終期までを想定している。
主な施策の展開方向	産業、暮らし、社会資本など、地域の振興に係る主な施策展開の方向性を示している。
地域重点プロジェクト	地域のめざす姿の実現に向けて、多様な主体が連携・協力し、重点的に進める広域的・戦略的な取組を示している。

・ 連携地域別政策展開方針の推進

新・北海道総合計画では、個性豊かで活力に満ちた持続可能な地域社会の実現に向け、「地域の多様な主体がともに考え、行動する」ことを基本に、「連携と相互補完」の考え方に立って地域づくりを進めることとしている。

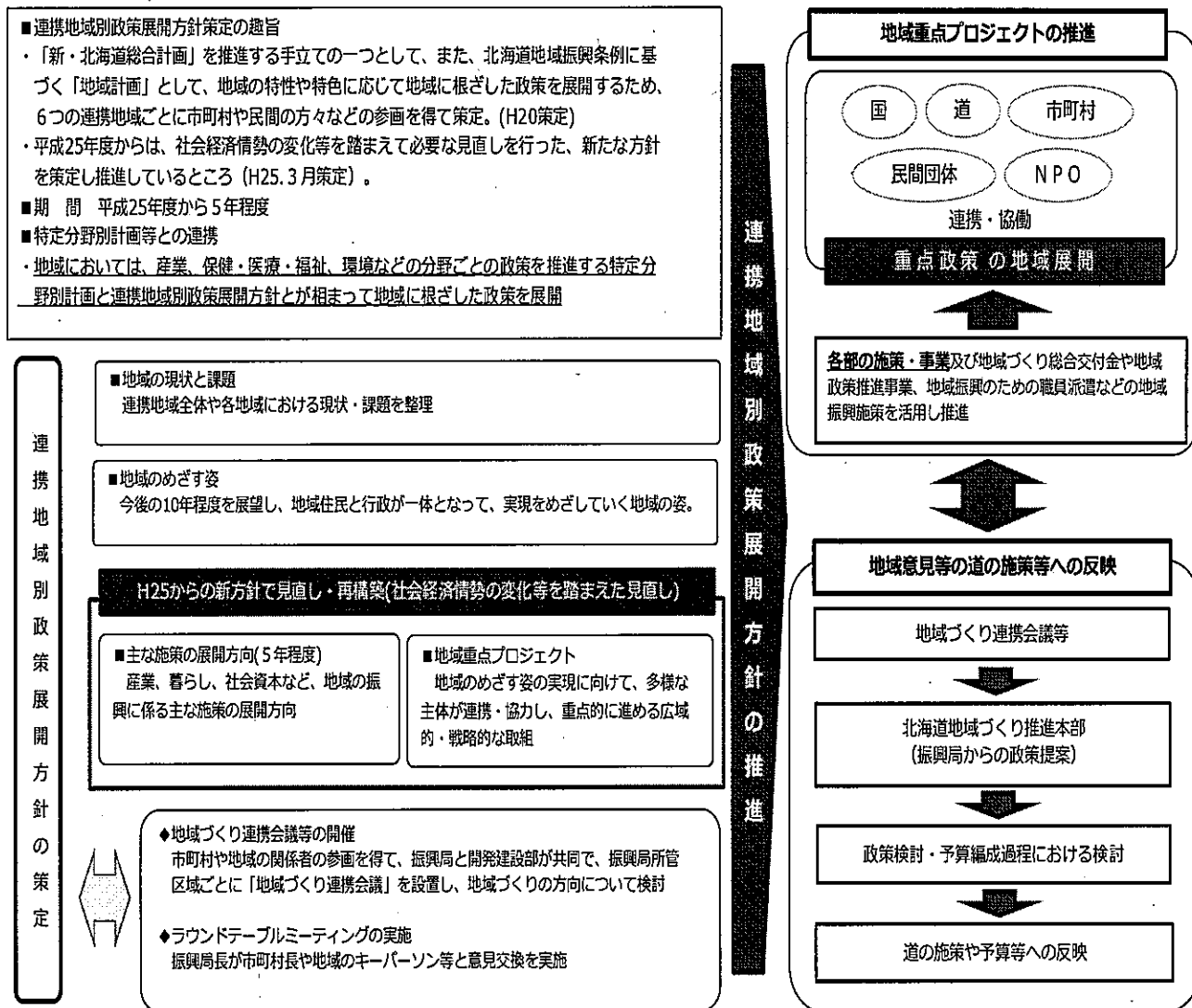
こうした考え方にに基づき、方針の策定・推進のため、振興局と開発建設部が共同で市町村や地域の関係者の参画を得て、振興局所管区域ごとの「地域づくり連携会議」などを開催し、地域づくりの方向について検討するとともに、地域重点プロジェクトの推進に向け、多様な主体と連携・協働して地域づくりを進めている。

・ 地域重点プロジェクトの推進

地域重点プロジェクトに関わる各主体は、それぞれの役割に応じて自ら関連する取組を進めるとともに、国、道、市町村等の施策や制度を活用するなどして地域重点プロジェクトを推進している。

地域重点プロジェクトについては、毎年度、推進状況等を把握し、必要に応じ取組内容の見直しを行うとともに、新たな地域重点プロジェクトに取り組むこととなった場合などには状況変化に弾力的に対応することとしている。

《連携地域別政策展開方針の概要》



○ 実施状況

- 平成20年10月 ・新・北海道総合計画（ほっかいどう未来創造プラン（平成20年度策定））の推進の手立ての一つとして連携地域別政策展開方針を策定
- 平成20～24年度 ・同方針の推進・管理及び同方針に基づく地域重点プロジェクトの推進
- 平成25年3月 ・平成20年度からの方針を見直し、新たな連携地域別政策展開方針を策定
- 平成25年4月～ ・新たな方針の推進・管理及び同方針に基づく地域重点プロジェクトの推進

《連携地域別政策展開方針の見直しについて》

方針の見直しに当たっては、人口動態（人口、高齢化比率等）、医療・福祉、農林水産業、商工業、観光業、交通、教育などの各分野における連携地域別の基礎データを整理し、社会経済情勢等の変化や新たな地域課題を踏まえながら策定するとともに、地域意見交換やアンケート等によりきめ細かく意見聴取を行い、地域意見の反映に努めた。

【地域意見の把握等】

- ・地域づくり連携会議・・・各振興局で2回開催（1回目:5月～8月、2回目:1月～2月）
- ・地域意見交換会・・・各振興局で2回開催（7月～8月）
- ・市町村アンケート等の実施
- ・パブリックコメントの実施

【見直しのポイント】

主な社会経済情勢の変化等

- 東日本大震災、福島第一原発発生による防災・減災意識の高まりや、再生可能エネルギーの導入への期待
- 急速に進む少子高齢化や人口減少による地域活力の減退と、医療従事者の地域偏在
- 食クラスターの広がりなどによる「食」を生かした地域の活性化
- 北海道新幹線開業を控え、開業効果を全道へ波及・拡大させていく取組 など

方針見直しの主な内容

- 防災・減災対策の内容充実
- 再生可能エネルギーの利活用、エネルギーの地産地消に関する内容充実
- 集落対策、移住・交流促進に向けた内容充実
- 食クラスターなど「食」を生かした取組の充実
- 新幹線開業効果の波及に向けた広域観光の推進などに関する内容充実 など

「主な施策の展開方向」に反映

地域重点プロジェクト見直し・再構築

連携地域	前方針	新方針	見直し等状況
道央	22本	23本	新規：3本 見直し：20本
道南	4本	6本	新規：2本 見直し：4本
道北	14本	13本	新規：1本 見直し：12本
オホーツク	5本	5本	見直し：5本
十勝	3本	3本	見直し：3本
釧路根室	8本	8本	見直し：8本
計	56本	58本	

テーマごとの主な地域重点プロジェクト

食・観光	<ul style="list-style-type: none"> ○新幹線開業を契機とした戦略的地域づくり推進プロジェクト（道南） ●道北観光の魅力発見・発信プロジェクト（道北） ●消費者の信頼に支えられた食産業の振興プロジェクト（釧路・根室） ●「食の拠点」とかちプロジェクト（十勝）
環境・エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ○新エネルギー導入促進プロジェクト（道北） ●いぶり環境チャレンジプロジェクト（道央） ●「環境フロンティア」とかちプロジェクト（十勝） ●オホーツク・エリア・アイデンティティ推進プロジェクト（オホーツク）
医療・防災	<ul style="list-style-type: none"> ○地域で支え合う安全・安心なまちづくりプロジェクト（道南） ●地域で支え合う災害に強い安全・安心のまちづくりプロジェクト（釧路・根室） ○安全安心な暮らしを支える地域づくりプロジェクト（道央） ○いしかり地域防災力強化プロジェクト（道央）

※○は新規プロジェクト、●は見直しプロジェクト

【主な地域重点プロジェクト（H20～24）の取組実績と成果】

振興品名	地域重点プロジェクト名	主な取組実績	主な成果
空知	食や体験の魅力をファンづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・食クラスターによる新商品の発掘、磨き上げ ・食と観光のガイドブック「そらいち」の発行等 ・「炭鉱（やま）の記憶」マネジメントセンターの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「エソシカボルシチ」が商品化 ・空知のワイナリーに対する評価と認知度の向上 ・炭鉱の記憶マネジメントセンター利用者の増 ・グリーンツーリズム受入者数の増
石狩	石狩アグリ・ジャンプアッププロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・YES!clean登録集団への技術指導及び表示制度の普及啓発 ・農業体験ツアー、加工体験料理教室の実施 ・地産地消ブランド「さっぽろハーベストランド」の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・YES!clean登録集団、エコファーマーの増 ・さつまいもマッコリの商品化 ・地域における都市部の消費者等を対象とした食育活動等の拡大
後志	“しりべし”国際観光リゾートエリアの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ロハスをテーマに熟年層をターゲットとしたプロモーション活動 ・東アジアからの誘客促進のため、外国語観光パンフレットの作成やホスピタリティ向上に向けた研修会の開催 ・「羊蹄山麓景観広告ガイドライン」の普及活用、空き家対策を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞在型観光が推進されるとともに、外国人観光客の受入体制の整備が進み、宿泊客延べ数が増加 ・ガイドラインによる違反広告物等の除却の増 ・しりべし空き家BANK登録物件の成約数の増
胆振	いぶり農業水産力向上プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・北のめぐみ愛食レストラン、地域農産物等PR ・公共施設等への木質ペレットボイラーの導入支援など、木質ペレットの需要拡大の取組 ・マツカワの「王鰯」ブランド化や活〆などの鮮度保持やPR活動への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・エコファーマー、北のめぐみ愛食レストランの登録数の増 ・木質ペレットボイラー、木質ペレットストーブの導入促進 ・マツカワ漁獲金額の増大
日高	馬文化拠点形成プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・ホッカイドウ競馬の中国語版PRパンフレット作成・配布 ・ホッカイドウ競馬の管内場外発売所における応援イベントの開催や、門別競馬場における観光情報発信 ・ひだか馬の絵コンテスト、馬文化出前教室等 	<ul style="list-style-type: none"> ・門別競馬場入場者数の維持や、観光面での活用の広がり、イベントを通じた新規ファンの開拓 ・地域文化である馬への認識を深めるための機会を提供、馬文化の普及と担い手づくりに貢献

振興 局名	地域重点 プロジェクト名	主な取組実績	主な成果
渡島	道南の多様な農林水産物を生かしたブランド力の強化	・道南スギの産地化、需要拡大に向けた取組 ・地域の関係機関が連携した加工品の開発を促進する「食クラスターフォーラムin檜山」等の開催 ・道南地域の食材の発掘や磨き上げに向けた「道南食と観光ブランドフェア」等の開催	・ガゴメコンブによる新商品開発、鹿部産たらこ、タマフクラ大豆の新商品開発等 ・道南食と観光ブランドフェアにおいて多くの商談が進展
檜山	日本海沿岸の豊かな森林の保全・活用	・檜山地域日本海グリーンベルト構想に関する会議の開催 ・檜山管内7町のうち5町で毎年場所を変え檜山の森づくり植樹祭開催 ・ひやまの森林と木材活用協議会と連携し森林体験学習会を開催	・森林づくりの推進に向け、植樹祭や学習会による住民意識の高揚 ・高性能林業機械の導入など各町で森林整備箇所の団地化へ向けた取組が進展 ・木質バイオ導入に向けた環境づくりが進展
上川	上川力のブランド力向上プロジェクト	・「かみかわ有機農業ネットワーク」を設置 ・ペポカボチャを活用した地域特産品の開発など、試作品の製造、展示試食会の開催 ・「かみかわ食べものがたり」を核とした各種イベント・セミナー、物産展の開催	・H24までに30品目がYES!clean農産物に登録 ・「北の恵み愛食応援団」32団体、「麦チェーンサポーター店」45店舗登録 ・「上川農業法人ネットワーク」の取組により、農業生産法人が37法人増加
留萌	日本海元気づくりプロジェクト	・ハマボウフウの資源復活作戦と、コミュニティビジネス創出事業の展開 ・健康の駅を拠点とした新たなコミュニティネットワークづくりを推進 ・生産地情報や機能性等を明らかにしたメニューを提供する「食療カフェ」の開設	・留萌信用金庫と連携した取組 ・浜の業「ハマボウフウ」の栽培実証、実証ほ場活用による生産基盤確立 ・心の健康を育む書店誘致プロジェクトが展開され、三省堂書店と包括連携協定につながった。
宗谷	最北のゲートウェイとサハリン交流推進プロジェクト	・友好都市3市からの職員・企業研修生受入 ・サハリン州旅行エージェント等に対する観光プレゼンテーション・招へい事業の実施 ・「日ロフェリー」を活用したモニターツアー実施、新サハリン観光ガイドブックの作成	・研修生の受入等を通じた友好交流の促進 ・各種会議を通じた経済交流の課題等の認識共有 ・稚内・コルサコフ定期航路の利用者数について、ロシア利用者の維持、日本人利用者の下げ止まり
オホーツク	豊かな地産地消を生かした農業と振興強化	・春まき小麦「春よ恋」を使用したラーメン等の開発・商品化に向けた支援 ・小麦の多収・高品質化に関する生産技術の確立、馬鈴しょの普及・消費拡大に向けた取組	・春まき小麦や病害虫抵抗性を持つ馬鈴しょ品種の作付け拡大と販路拡大 ・サイレージ用とうもろこしとライ麦の二毛作、イアコーンサイレージの実証においては、収量・品質で成果があった
十勝	「食の王国と観光プロジェクト」	・「食の王国とたち戦略会議」の開催 ・ご当地グルメの開発支援 ・ばん馬やスイーツの観光資源化 ・「とち魅力発信推進事業」の実施	・各機関が連携した食観光PRが進展 ・「北のめぐみ愛食レストラン」認定数の増 ・上川と十勝を結ぶガーデン街道、冬スバ街道が誕生したほか、胆振・日高・十勝をつなぐ広域ルートづくりが進展
釧路	森を巡る路観進と定住の促進	・シーニックバイウエールート運営行政連絡会議などと協力した情報発信及び取組支援 ・海外観光客の新たな市場開拓を行うためプロモーション、受入体制の充実に向けた取組 ・体験型観光の体験メニューの充実に向けた取組	・冷涼な気候を生かした長期滞在型観光の促進 ・釧路空港や釧路港での受入のための取組による観光客の満足度向上及びチャーター便の誘致 ・地域特性を活かした体験型観光メニューの充実 ・ちょっと暮らし（体験移住）滞在日数の増加
根室	「E北海道のくに」の地域ブランド創造	・体験型観光資源の情報集約と情報発信強化 ・地場商品の販路拡大及び地域ブランド力の強化を図るため、道内外の流通関係バイヤーを招き、管内事業者との商談会を開催 ・修学旅行誘致に向けた検討会を開催	・「E北海道のくに」ネットワークへの参加事業者数の増 ・地域の食ブランド向上を目指し、生産者や食関連事業者が活動を開始 ・「根室管内教育旅行誘致推進協議会」の設立

○ 実施結果

- ・ 連携地域別政策展開方針は、広域的な地域の区分ごとに地域振興を効果的に推進するための「地域計画」として策定し、市町村や民間団体など地域の多様な主体と連携・協働して地域重点プロジェクトを着実に推進してきた。
- ・ プロジェクトの推進にあたっては、国の事業や道の関連する事業、地域づくり総合交付金や振興局独自事業など、様々な施策を効果的に組み合わせ、一体的に取組んできたところであり、安心な農産物の魅力発信や、食産業立国の形成に向けた一次産品・加工品のブランド化、地域資源を活かした広域観光ルートの形成などを進めた。

○ 条例の実施区分
第6条 道民の意見等の反映

道は、地域振興に関する施策に道民及び市町村の意見及び提案を反映させるため、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

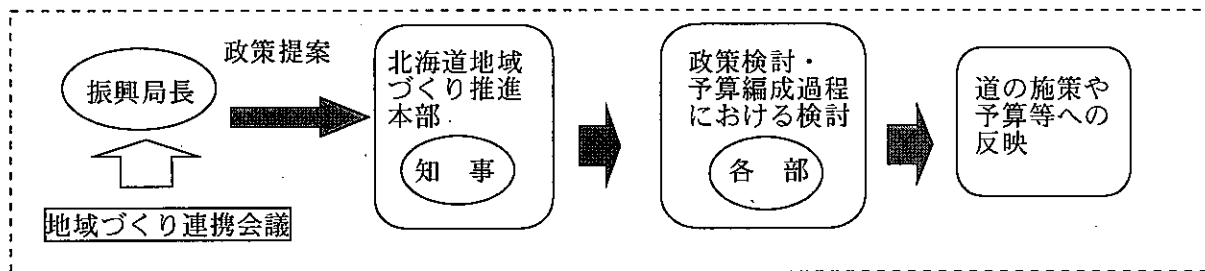
○ 施策名（事業名）
地域づくり連携会議、政策提案制度の実施

○ 目的（趣旨）
市町村や地域の関係者の参画を得て振興局の所管ごとに設置している「地域づくり連携会議」において、地域の意見の聴取・把握や政策検討を行い、その意見を踏まえて、振興局がとりまとめた政策を北海道地域づくり推進本部に提案する、「政策提案制度」を実施する。

○ 現状（現行制度）

- ・地域づくり連携会議
連携地域別政策展開方針の推進に向けて、振興局所管区域ごとに、振興局長及び市町村長のほか農協、漁協、商工団体等の地域の関係者が参画し、地域の現状や課題など現状の認識、地域重点プロジェクトの推進状況の確認、今後の取組方向の検討などを実施している。
- ・政策提案制度
地域づくり連携会議などにおける意見を踏まえて、本庁各部の対応を要する重点的事項を振興局が政策提案として取りまとめ、北海道地域づくり推進本部に提案し、推進本部による全庁横断的な検討を通じて、施策や予算等への反映を図っている。

[政策提案制度のしくみ]



[平成25年度政策提案テーマ（一部）]

- ・ワインを切り口とした地域活性化
- ・新幹線開業に向けた地域づくりの戦略的推進
- ・木質バイオマスの安定供給システムの構築
- ・縄文文化の価値・魅力の発信拡大と縄文文化保護のための活動支援 ほか

○ 実施状況

[地域づくり連携会議延べ開催回数]

年度	道央	道南	道北	林-ツ	十勝	釧・釧	合計
平成21年度	7	3	4	1	4	3	22
平成22年度	10	2	4	1	4	2	23
平成23年度	10	2	6	1	1	2	22
平成24年度	16	5	9	2	4	5	41
平成25年度	10	2	6	2	4	2	26

[政策提案件数及び施策反映状況]

年度	提案検討項目数	新規・拡充	継続事業	制度創設等	既存施策	国等提案	検討など
平成21年度	82	33	16	2	20	8	3
平成22年度	78	35	4	5	18	11	5
平成23年度	102	37	20	1	13	21	10
平成24年度	115	40	19	3	14	25	14
平成25年度	72	25	14	0	15	7	11

○ 実施結果

・ 地域づくり連携会議における意見等を政策提案として施策や予算に反映させる政策提案制度を実施し、地域振興に関する施策に道民及び市町村の意見及び提案を反映させるよう努めた。

○ 条例の実施区分
第6条 道民の意見等の反映

道は、地域振興に関する施策に道民及び市町村の意見及び提案を反映させるため、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

○ 施策名（事業名）
地域づくり推進会議の実施

○ 目的（趣旨）
道と市町村との緊密な連携・協働を基本に、地域の特性や資源を活かした魅力あふれる地域づくりを推進するため、知事と市町村長が地域の活性化方策などについて意見交換を行う。

○ 現状（現行制度）

参集範囲	市町村長、知事、振興局長等
運営方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長と知事、振興局長が地域の話題や課題等について意見交換 ・参集日程・参集範囲は道政上の課題や地域の実情を踏まえ決定 ・提案、意見等については施策の反映に努め、取組内容について市町村に通知

○ 実施状況

年 度	地域づくり推進会議（延べ開催回数）
平成21年度	4回（4地域 30市町村）
平成22年度	6回（6地域 45市町村）
平成23年度	2回（2地域 18市町村）
平成24年度	1回（1地域 8市町村）
平成25年度（H25.12月末現在）	1回（1地域 5町）
合 計	14回（14地域 106市町村）

○ 実施結果

- ・ 知事と市町村長が直接意見交換を行う場を仕組みとして設置し、市町村の課題や意見等を把握する機会を確保してきた。
- ・ 市町村長の提案・意見等については、関連する施策等に反映されるように努めた。

○ 条例の実施区分

第6条 道民の意見等の反映

道は、地域振興に関する施策に道民及び市町村の意見及び提案を反映させるため、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

○ 施策名（事業名）

ラウンドテーブルミーティング、地域にどんどん飛び出し隊（短期業務対応派遣制度）の実施

○ 目的（趣旨）

・ラウンドテーブルミーティング

各振興局の創意・工夫で、振興局長が地域のキーパーソンや市町村長等と率直かつ気さくに意見交換をし合える場として平成23年度に設置。地域の様々な方々と語り合う中で地域の資源や人材、チャンスをきめ細かに把握し、迅速な地域資源の磨き上げや地域課題の解決に向けた取組を行う。

・地域にどんどん飛び出し隊（短期業務対応派遣制度）

ラウンドテーブルミーティングや地域づくり連携会議等で把握した地域課題の解決や地域資源の磨き上げのため、課題ごとに振興局関係課職員等による「地域にどんどん飛び出し隊」を地域に派遣している。また、市町村からの要請や振興局長自らの判断により同隊を市町村へ派遣し、市町村職員等とともに課題解決に当たる。

○ 現状（現行制度）

[制度概要]

・ラウンドテーブルミーティング

意見交換の場の持ち方	参集範囲	道	振興局長、副局長又は各部長等及び振興局関係職員
		地域	地域のキーパーソン又は市町村長、副市町村長、各施策担当管理職等
	実施形態	参加者の活動フィールドで個別に意見交換する方式、座談会や円卓会議方式、両方を兼ねる方式など、気さくに意見交換を行う	
	実施場所	参加者の活動フィールドや近隣の公共施設等	
	実施単位等	市町村単位などエリアを絞って実施	
実施後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の解決方策、活性化へ向けた種や芽の磨き上げ方策の検討 ・必要に応じ、「地域にどんどん飛び出し隊」を編成するなどして、地域の取組をきめ細かくサポート ・速やかな対応が必要な事項を調整し、その結果を情報提供 		

・地域にどんどん飛び出し隊

派遣先	市町村（振興局長が認める団体を含む）
派遣の対象業務	<p>職員の派遣が必要と認める業務のうち、次の①～②のいずれかに該当する業務</p> <p>①振興局が主体的に、職員を派遣する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策展開方針における地域重点プロジェクトの推進 ・道と市町村が一体となって取り組む必要性が高いと認められる広域的な連携による地域づくり関連業務 ・ラウンドテーブルミーティング等において把握した地域課題の解決等に係る業務 ・地域づくり総合相談窓口に寄せられた案件に係る業務 ・その他、振興局長が派遣を必要と認める業務 <p>②市町村の要望を受け、職員を派遣する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道として支援する必要性が高いと認められる広域的なイベント等の企画、準備、実施（人員不足を補うためなど、単なる労務提供にとどまるものを除く） ・市町村における各種計画等策定の際の参画、助言 ・その他、振興局長が派遣を必要と認める業務
派遣期間	<p>振興局長が必要と判断する期間</p> <p>※1業務につき1か月以内（職員1人当たりでは、1週間以内程度）</p>

○ 実施状況

年 度	ラウンドテーブルミーティング (開催件数)	地域にどんどん飛び出し隊 (派遣件数及び延べ人数)
平成23年度	78件	99件 565人
平成24年度	79件	81件 566人
平成25年度(H25年12月末現在)	96件	102件 532人

○ 実施結果

- 「ラウンドテーブルミーティング」や「地域にどんどん飛び出し隊」の取組により、地域の課題や意見等を把握する機会を確保し、地域の意見等を施策に反映させるよう努めた。

○ 条例の実施区分

第6条 道民の意見等の反映

道は、地域振興に関する施策に道民及び市町村の意見及び提案を反映させるため、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

○ 施策名（事業名）

振興局機能の強化

○ 目的（趣旨）

各振興局を「地域づくりの拠点」と位置づけ、振興局長の権限や地域づくり相談支援機能の強化を図る。

○ 現状（現行制度）

- ・ 地域づくりに関する相談要望に対応する相談窓口（ワンストップサービス）を振興局・本庁に設置して随時相談・要望等に対応している。また、各振興局に「地域支援会議」を設置し、相談事例等について検討し、必要に応じて「支援チーム」による実務的な支援を行っている。
- ・ 振興局が、総合出先機関としての事務の完結性を備え、政策機能を発揮できるよう、振興局長が一定の組織編成権や人事権を保持したり、「地域づくり総合交付金」の振興局長採択枠を設置したりするなど、振興局機能を強化している。

○ 実施状況

[地域支援会議の設置状況]

平成22年度 14振興局において設置

[支援チームの設置事例]

- ・ 道の駅の登録・設置及び当該施設を活用した地域振興策等の検討（石狩：H22.5）
- ・ 「日本ジオパーク洞爺湖有珠山大会」支援タスクフォースの設置（胆振：H23.2）
- ・ 下川町「環境未来都市」及び森林総合産業特区」推進支援チームの設置（上川：H24.2）

[振興局長権限の強化]

平成22年度 地域の特性や特定課題に迅速かつ的確に対応するため、組織編成等に係る振興局長裁量の人員枠を導入

○ 実施結果

・ 地域振興に関する施策に道民及び市町村の意見及び提案を反映させるため、各振興局を「地域づくりの拠点」と位置づけ、振興局長の権限や地域づくり相談支援機能の強化を図るなど、体制を整備した。

○ 条例の実施区分

第6条 道民の意見等の反映

道は、地域振興に関する施策に道民及び市町村の意見及び提案を反映させるため、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

○ 施策名（事業名）

道民や市町村からの意見・提案等の聴取等

○ 目的（趣旨）

地域振興に関する施策に道民及び市町村の意見及び提案を反映させるため、総合開発期成会等からの要望聴取、施策の実施に関する市町村意見の調査、道州制特区制度の活用などを行う。

○ 現状（現行制度）

[総合開発期成会等からの要望聴取]

各市町村の首長等で構成される総合開発期成会や単独市町村から、道に対する総合要望・提案等を聴取している。要望内容については必要に応じ、関係各部で情報を共有するとともに、必要な対応を行っている。さらに、国の制度や施策に関する要望については、国へ働きかけを行っている。

[施策の実施に関する市町村意見の調査]

様々な地域振興施策に関するアンケート調査などを市町村等に実施し、市町村等の意見が各施策に反映されるよう努めている。

[道州制特区制度の活用]

北海道の活性化や道民生活の向上につながるような、国から道への権限移譲などの提案を行うため、広く道民からアイデアを募集し、検討のうえ、国に提案している。

○ 実施状況

[総合開発期成会等要望聴取団体数]

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
団体数（期成会・市町村）	21(16・5)	21(16・5)	21(16・5)	20(16・4)	19(16・3)

[国への要望状況]

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
国への要望時期 （「国の施策及び予算に関する提案・要望」として取りまとめ、要望）	平成21年7月	平成22年7月	平成23年7月	平成24年7月	平成25年8月

[地域振興に関する施策等に係る市町村意見調査等の実施状況]

内容	対象	実施年度
連携地域別政策展開方針策定に関するアンケート調査	市町村	平成24年度
地域づくり総合交付金に関するアンケート調査	市町村	毎年度
過疎地域自立促進方針策定に関する意見照会	市町村	平成22年度
北海道離島振興計画の策定に関する意見照会	市町村	平成24年度
住民自治や住民参加、協働等に関する市町村の取組状況調査	市町村	毎年度

[道州制特区制度により募集した道民アイデア、特区提案件数等（平成19年3月～平成25年3月）]

募集した道民アイデア件数	426件
国への特区提案回数（項目数）	5回（30項目）
国の対応状況	国が対応を行うとしたもの 22項目 継続して検討する等としたもの 8項目

○ 実施結果

市町村や道民からの意見や提案等を地域振興に関する施策に反映させるため、総合開発期成会等の要望聴取や施策に関する意見調査、道州制特区制度の活用を実施し、施策等への反映に努めるとともに、国の制度や施策に関する要望については、国への要望を行った。

○ 条例の実施区分

第7条 地域振興に関する取組等への支援

道は、地域振興に関し、道民の主体的な取組を促進し、及び市町村が実施する施策を支援するために必要な施策（次項において「支援施策」という。）の充実に努めるものとする。
 2 道は、支援施策を実施するに当たっては、道民及び市町村の協働による取組並びに地域相互の連携及び補完による広域的な取組が促進されるよう努めるとともに、人口構造、産業構造等の変化による社会経済への影響が特に懸念される地域の振興に十分配慮するものとする。

○ 施策名（事業名）

地域づくり総合交付金

○ 目的（趣旨）

北海道地域振興条例に掲げる、個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的に、配当された予算の範囲内で、総合振興局長・振興局長が交付金を交付する。

○ 現状（現行制度）

区 分	対象事業	特 徴
地域再生加速事業	・地域が抱える様々な地域間格差の是正に向け、相互に連携する複数市町村が、住民や民間団体等の多様な主体と協働して地域の再生に意欲的に取り組むプロジェクト	・地域再生プロジェクトは複数のソフト事業で構成。 ・個々の事業間の交付金の配分変更を可能とし、プロジェクトを包括的に支援。
地域づくり推進事業	・地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む事業	・地域課題の解決や地域活性化を目的としたハード系事業、ソフト系事業を幅広く支援。
特定課題対策事業	・全道的な観点から対応する必要がある重点課題及び地域における懸案が課題の解決を目的として市町村等が取り組む事業	・全道的な重点課題については、財政課協議を含め本庁で支援の必要性を検討。 ・地域における懸案課題の対象事業は現在「流木処理対策事業」のみ。

[制度の体系]

事業区分		交付対象者	上限額	下限額	交付率	
1	地域再生加速事業	一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等	1,000万円	100万円	10/10以内	
2	(1) 一般事業	ア ハード系事業	市町村	1億円	500万円	1/2以内
			一部事務組合、広域連合	2億円		
		イ ソフト系事業	市町村	500万円	50万円	
			一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等 振興局長が認める団体	1,000万円 300万円		
	(3) 地域産業基盤整備事業	ア 小規模土地改良事業 イ 小規模林道整備事業 ウ 小規模治山事業 エ 船揚場整備事業	市町村（政令市・中核市を除く）、一部事務組合、広域連合	—	50万円	
			市町村、土地改良区、農協、振興局長が認める団体	400万円	50万円	
			市町村、森林組合	100万円～設定なし	10万円～500万円	
			市町村	—	500万円	
	(4) エソシカ緊急対策事業	市町村、エソシカ捕獲等を目的とした協議会等（市町村が構成員として含まれている協議会等に限る）	交付対象経費の2割以内	1万円		
	(5) 集落維持	ア ハード系事業	市町村	1億円	50万円	
一部事務組合、広域連合			2億円			

	・活性化 促進事業	イ ソフト系 事業	市町村	500万円		
			一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等	1,000万円		
3 特定課題 対策事業	(1) ハード系事業		市町村	1億円	1,000万円	1/2 以内
			一部事務組合、広域連合	2億円		
	(2) ソフト系事業		市町村、一部事務組合、広域連合、知事が認める団体	2,000万円	500万円	

○ 実施状況
 < 施策の充実 >
 ・ 制度の充実

年 度	制度改正の推移
平成21年度	○地域政策総合補助金 ・ハード系事業の下限額を緩和 (一般) 1,000万円 → 500万円、(改修) 500万円 → 250万円)
平成22年度	地域再生チャレンジ交付金と地域政策総合補助金を統合・再構築し、地域づくり総合交付金を創設 ○地域づくり推進事業 ・備品購入費の緩和 (対象外経費→交付対象経費の1/5を限度) ・維持補修事業の緩和 (施設の長寿命化に係る維持補修を対象化) ・権限移譲推進に係る事業区分を創設 (備品購入費の緩和 下限額緩和10万円) ・埋蔵文化財緊急発掘事業の下限額を緩和 (500万円 → 250万円) ○地域再生加速事業 ・審査・採択権限を振興局長に委譲 ・委託費の緩和 (委託費の占める割合が著しく高い事業は対象外 →交付対象経費の9/10以上占める事業は対象外。ただし、市町村が直接 実施困難な場合は9/10以上も対象とできる。) ○特定課題対策事業 ・エゾシカ被害防止緊急捕獲事業を追加 (H23～地域づくり推進事業に移行)
平成23年度	○地域づくり推進事業 ・移住促進施設整備事業を追加 (維持補修事業の緩和) ・地域環境サポーター支援事業を追加 ・福祉振興・介護保険基盤整備事業 ～自助具給付事業、福祉避難所機能確保促進事業を追加
平成24年度	○地域づくり推進事業 ・医師用住宅整備事業を追加 (維持補修事業の緩和) ・過疎債・辺地債活用事業を「採択の優先度が低い事業」に位置づけ
平成25年度	○地域づくり推進事業 ・地域防災力強化に係る事業区分を創設 (維持補修事業の緩和 公用施設整備事業の緩和 備品購入費の緩和 下限額の緩和：ハード系事業50万円) ・集落維持・活性化促進に係る事業区分を創設 (備品購入費の緩和 下限額の緩和：ハード系事業50万円) ・地方交付税措置のある地方債活用事業を「採択の優先度が低い事業」に位置づけ

・ 予算の確保

(単位：千円)

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
予算	3,150,000	3,410,000	3,460,000	4,000,000	4,000,000	4,200,000

・ 広域的な取組の推進

区分	取組状況
地域再生加速事業	・平成25年度から、交付対象者を「市町村、一部事務組合及び広域連合並びに複数の市町村で構成する協議会等」から「一部事務組合及び広域連合並びに複数の市町村で構成する協議会等」に改正し、広域的な取組を推進
地域づくり推進事業	・地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）実施要綱において、「広域的に連携する事業」を優先的に採択する事業に位置づけ、広域的な取組を推進

・ 社会経済への影響が特に懸念される地域への配慮

区分	取組状況
地域再生加速事業	・地域が抱える様々な地域間格差の是正に向け取組事業を支援するものであり、プロジェクトの審査において「人口減少率」、「高齢者率」等の指標を活用し、条件不利地域に対する配慮を実施
地域づくり推進事業	・地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）実施要綱において、交付対象事業の採択として、以下を定めており、団体の財政状況を踏まえた配慮を実施 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 交付事業の採否及び交付金額の決定に当たっては、当該団体の要望事業数、要望額や過去の採択状況に加え、当該団体の財政規模、財政調整基金やその他の基金の積立て状況等財政状況についても考慮するものとする。 </div>

・ 交付対象事業等例

[地域再生加速事業の交付対象プロジェクト例]

地域格差の分野	対象プロジェクト
社会構造の格差	【活力ある地域創造プロジェクト】 高齢者自らが地域社会を支える仕組みづくり、交流人口の拡大や移住の促進、特定分野での先進モデルづくりなど地域アイデンティティの確立
地域経済の格差	【地域経済再建プロジェクト】 地域ブランド力強化のためのマーケティング戦略推進、産学連携・産業複合による新事業創出、地域資源を総動員した新しい観光の創造、市街地と商店街の活性化、福祉環境などの課題を解決する地域ビジネスの仕組みづくり、産業の担い手・起業家の支援組織の準備
医療・福祉の格差	【安心の暮らしづくりプロジェクト】 予防医療、健康増進システムの確立、通院・買物などの効率的移動手段の確保、地域社会全体で行う子育て環境づくり、地域ケア・除雪などの体制整備
地方行財政の格差	【新しい「公」の創造プロジェクト】 住民組織の再編や遊休施設の活用などによるコミュニティの再生、企業や住民との協働事業の推進、市民活動の拡大とネットワーク化、広域的な連携による行政運営の効率化
その他の格差	【個性あふれる地域再生プロジェクト】 上記に該当しないが、地域特有の資源や独自の発想を生かして行う地域再生の取組であり、特に支援すべきプロジェクト

[地域づくり推進事業（一般事業）の交付対象事業例]

区分	対象事業
社会福祉事業	高齢者福祉施設整備事業、心身障害者福祉施設整備事業、婦人又は児童福祉施設整備事業、地域福祉推進事業（福祉振興・介護保険基盤整備事業で対象とする事業及び老人保健施設整備事業を除く）
教育文化振興事業	社会教育施設整備事業、文化振興施設整備事業、青少年健全育成施設整備事業、文化財保存整備事業、地域文化振興事業、地域国際化推進事業（幼稚園整備事業、義務教育施設整備事業及び高等学校（寄宿舎を含む。）等整備事業を除く）

生活環境整備・地域づくり事業	市街地住環境施設整備事業、コミュニティ施設整備事業、移住促進施設整備事業、テレビ難視聴解消施設等整備事業、火葬場・葬祭場整備事業、地域環境サポーター支援事業、地域情報化推進事業、地域景観形成事業、地域環境保全・創造事業、地域間交流・連携事業、移住促進事業（道路（橋梁を含む。）整備事業、産業廃棄物処理施設整備事業及び病院等整備事業を除く）
スポーツ振興事業	屋内スポーツ施設整備事業、屋外スポーツ施設整備事業、総合体育館整備事業、スポーツ振興事業
観光レクリエーション振興事業	観光レクリエーション基盤施設整備事業、道立自然公園施設整備事業、観光業の振興に関する事業
産業振興事業	農業振興施設等整備事業、漁業振興設備等整備事業、産業活性化支援施設整備事業、地域特産品奨励事業、農林水産業の振興に関する事業、商工業の振興に関する事業、食関連産業振興事業、地域雇用対策に関する事業、新産業創造事業
港湾利用促進事業	国際化推進施設整備事業、港湾観光支援施設整備事業、海洋性スポーツ振興施設整備事業
省エネルギー・新エネルギー振興事業	新エネルギー等開発利用施設整備事業、省エネルギー・新エネルギー促進事業
市町村広域行政に関する事業	市町村広域行政推進事業
合併市町村まちづくり推進事業	総合振興局長・振興局長が特に必要と認める事業
地域重点プロジェクト推進事業	総合振興局長・振興局長が特に必要と認める事業
権限移譲推進事業	総合振興局長・振興局長が特に必要と認める事業 （パスポート発行機器等の備品購入費、職員研修経費等）
地域医療対策事業	診療所整備事業、診療所医療機器整備事業、医師用住宅整備事業
地域防災力強化事業	防災施設整備事業、避難施設整備事業、備蓄庫整備事業、消防施設整備事業、防災備蓄計画等に基づく備蓄品・備品購入事業、自主防災組織創設・活性化事業、地域防災・減災対策推進事業（幼稚園整備事業、義務教育施設整備事業及び高等学校（寄宿舎を含む。）等整備事業、道路（橋梁を含む。）整備事業、病院等整備事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業（福祉避難所機能確保促進事業）を除く）

○ 実施結果

- ・ その時々地域のニーズや課題に的確に対応できるよう制度の充実を行うとともに、市町村等の幅広い需要に応えるため必要な予算の確保に努めた。
- ・ 地域づくり総合交付金（地域再生加速事業、地域づくり推進事業）の実施にあたり、広域的な取組の推進、社会経済への影響が特に懸念される地域への配慮のための措置を行ってきた。

○ 条例の実施区分

第7条 地域振興に関する取組等への支援

道は、地域振興に関し、道民の主体的な取組を促進し、及び市町村が実施する施策を支援するために必要な施策（次項において「支援施策」という。）の充実に努めるものとする。
 2 道は、支援施策を実施するに当たっては、道民及び市町村の協働による取組並びに地域相互の連携及び補完による広域的な取組が促進されるよう努めるとともに、人口構造、産業構造等の変化による社会経済への影響が特に懸念される地域の振興に十分配慮するものとする。

○ 施策名（事業名）

地域政策推進事業（振興局独自事業）

○ 目的（趣旨）

振興局自らが地域と連携・協力のもと、地域に根ざした施策を企画・立案・実施し、個性ある地域づくりを推進する。

○ 現状（現行制度）

地域課題の解決や個性ある地域づくりを推進するため、地域に身近な総合出先機関である総合振興局・振興局が、地域の現状や課題について市町村や関係団体などの情報共有を図り、地域との連携・協力のもと、自らが政策形成段階から事業展開まで一貫して、地域に根ざした政策を推進している。
 なお、事業の企画立案や実施に当たっては「地域づくり連携会議」「ラウンドテーブルミーティング」などの場で寄せられたご意見を踏まえ、地域と連携した事業の実施に努めている。

区分	内容
振興局採択事業	<ul style="list-style-type: none"> 政策展開方針の地域重点プロジェクト関連事業 振興局独自組織が主体的に取り組む事業 地域と連携し、振興局職員が積極的に課題解決などに取り組む事業 地域づくり総合交付金対象事業とのマッチング事業
本庁採択事業	<ul style="list-style-type: none"> 道の重点施策の地域展開等 複数の振興局で実施する共同事業

※ 振興局採択事業：予算配分枠の範囲内で、振興局長の裁量により事業決定
 本庁採択事業：本庁が事業審査を行い、予算の範囲内で振興局に予算配分

○ 実施状況

[年度別事業数、予算額、制度の見直し等]

年度	事業数	予算額(千円)	制度の見直し等
平成21年度	66事業	95,800	
平成22年度	68事業	95,800	枠配分予算とし「振興局採択枠」と「本庁採択枠」を設定
平成23年度	77事業	95,800	
平成24年度	81事業	86,220	
平成25年度	82事業	105,380	振興局採択枠及び本庁採択枠の拡充

[振興局別地域政策推進事業の主なもの（平成25年度）]

空知	・「醸造用ぶどうと空知産ワインの振興」推進事業 ・そらいちのファンづくり推進事業 ほか
石狩	・石狩観光スタイル情報発信事業 ・都市型再生可能エネルギー普及推進事業 ほか
後志	・後志広域景観づくり推進事業 ・デイスカバリーしりべし「食の魅力」向上推進事業 ほか
胆振	・「地域文化の学校～学ぶ・繋がる・発信する～」広域展開事業 【胆振・日高・渡島・オホーツク・釧路】 ・胆振ブランドの生産力強化・魅力向上推進事業 ほか
日高	・日高地域のコンブ漁業の生産安定に向けた総合対策事業 ・地域連携防災力パワーアップ事業 ほか
渡島	・道南ブランドステップアップ事業 【渡島・檜山】 ・北海道新幹線開業に向けた広域観光推進事業【渡島・檜山・後志・胆振】ほか
檜山	・北海道新幹線開業を見据えた「檜山づくし弁当」創作事業 ・新たな檜山農業推進プラン促進事業 ほか
上川	・食と観光の融合によるフードツーリズム推進事業 ・上川バックアップ拠点形成推進事業 ほか
留萌	・るもい食療供給地域地産地力強化事業 ・エコアイランド構想実証プロジェクト推進事業 ほか
宗谷	・宗谷地域魅力UP事業 ・サハリン交流推進事業 ほか
オホーツク	・オホーツク地域来訪促進事業 ・オホーツク食の地域ブランド形成ネットワーク確立事業 ほか
十勝	・食王国とかち推進事業 ・食観光モデルルート磨き上げ事業 ほか

釧路	・エゾシカ広域捕獲推進モデル事業 【釧路・オホーツク・根室】 ・釧路管内防災力強化事業 ほか
根室	・地域資源活用型観光推進事業 【根室・オホーツク・釧路】 ・根室地域医療従事者確保事業 ほか

【 】内は当該事業を共同で実施する振興局名

○ 実施結果

- ・ 振興局長の裁量のもと、地域ニーズに合った課題への対応や個性ある地域づくりを進めることができるよう、振興局に対する予算を枠配分とするとともに、必要な予算の確保に努めた。
- ・ 地域相互の連携による広域的な取組を進めるため、複数の振興局で実施する共同事業を本庁採択事業の対象とした。

○ 条例の実施区分

第7条 地域振興に関する取組等への支援

道は、地域振興に関し、道民の主体的な取組を促進し、及び市町村が実施する施策を支援するために必要な施策（次項において「支援施策」という。）の充実に努めるものとする。
 2 道は、支援施策を実施するに当たっては、道民及び市町村の協働による取組並びに地域相互の連携及び補完による広域的な取組が促進されるよう努めるとともに、人口構造、産業構造等の変化による社会経済への影響が特に懸念される地域の振興に十分配慮するものとする。

○ 施策名（事業名）

集落対策の推進

○ 目的（趣旨）

人口減少や高齢化の進行に伴い、集落機能の維持・確保が喫緊の課題となっており、その課題解決に向け、地域の主体的な取組を促すための集落対策に関する総合的な施策を展開する。

○ 現状（現行制度）

北海道における今後の集落対策の指針となる「北海道における集落対策の方向性」を平成25年3月に策定し、各地域で市町村や住民の主体的な取組が速やかに進められるよう、平成25年度からの2年間で「集中対策期間」とし、その後3年間で「対策定着期間」と位置づけ、集落対策に関する様々な取組を総合的に展開している。

○ 実施状況

＜施策の充実＞

年 度	実施状況
平成21年度	<p>◆北海道集落支援員活用モデル事業の実施 集落支援員制度の活用を促すため、その活動モデルとなる事業を実施するとともに、その結果を広く発信した。</p> <p>＜実施地域及び取組結果＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○乙部町（鳥山集落、富岡集落） 活動拠点の設置、地域資源の発掘、将来像の検討など ○喜茂別町（比羅岡集落、栄集落） 告知システムのニーズ把握、災害マップ作成、空き家等のデータベース化など ○沼田町（仲町集落、北竜集落） アンケート調査の実施、集落台帳の作成、支援員活動マニュアルの作成など ○平取町（振内集落、豊糠集落） ワークショップの開催、伝統文化の継承、将来像の検討など ○更別村（上更別農村集落、上更別市街地集落） 既存施設の有効活用の検討、課題などの見える化、集落対策の企画・立案など
平成23年度	<p>◆北海道集落対策促進会議の設置 大学やNPO、企業など多様な主体が連携・協働し、集落の維持や住民生活の確保等について総合的な見地から検討を行った。</p> <p>＜構成メンバー＞ 大学教授、NPO法人関係者、民間企業関係者、市町村関係者</p> <p>＜主な提言内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対策のスタートアップ（対策の必要性の周知、将来ビジョンの検討など） ○対策の加速化（具体的な取組への対応、外部人材の確保、モデル事業の展開など） ○対策の連続性（取組効果の検証・改善、関連情報の一元管理など） <p>◆平成23年度北海道集落実態調査の実施 北海道における集落対策に関する今後の具体的な取組方策の検討などの基礎資料とするため、道内集落の現状や課題、生活実態などについて調査を実施した。</p> <p>＜主な調査内容＞ 集落毎の年齢区分別人口、世帯数、基幹産業、機能維持の状況 など</p> <p>＜主な調査結果＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全国を上回るスピードで高齢化が急速に進行 H22：国22.8% 道24.7% H32：国29.2% 道32.2% ○10年後には高齢化率50%を超える集落が急増 65歳以上が50%以上 475集落（12.6%） 55歳以上が50%以上 2,337集落（62.2%）
平成24年度	<p>◆北海道における集落対策の方向性の策定 北海道集落対策促進会議からの提言や北海道集落実態調査の結果などを踏まえ、中長期的な課題も含めた本道における今後の集落対策の指針となる「北海道における集落対策の方向性」を平成25年3月に策定した。</p>

	<p><展開方策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○集落対策の必要性など意識の醸成 集落対策の方向性の周知、フォーラムの開催、専門家など人材に関する情報提供 など ○横断的なサポート体制の確立 一体的かつ横断的な支援体制の強化、地域を支える人づくり など ○特性や課題に応じた対策の促進 モデル的な施策の実践と効果の検証、緊急的な課題への対応 など <p>◆平成24年度北海道集落実態調査の実施 北海道における集落対策に関する今後の具体的な取組方策の検討などの基礎資料とするため、道内市町村における集落対策に関する取組姿勢や取組状況、生活関連施設の状況などについて調査を実施した。</p> <p><主な調査内容> 市町村における集落対策の状況、集落対策に係る制度利用の状況、生活関連施設の状況 など</p> <p><主な調査結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村における集落対策の実施状況 62市町村 (35.0%) ○地域おこし協力隊の活用状況 35市町村 (19.6%)
平成25年度	<p>◆北海道集落総合対策モデル事業の実施 道、市町村、住民、NPO、団体・企業、大学、試験研究機関など、各方面の関係者が一体となって、道内3カ所のモデル地区において集落対策に関する取組を実践し、その効果を検証するとともに、その結果を広く発信する取組を進めている。</p> <p><モデル地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ○基幹産業モデル（占冠村：占冠・中央・双珠別地区） 木質バイオマスなどの地域資源を活用した産業の振興などについての検討 ○高齢化モデル（幌加内町：母子里地区） 5～10年後を見据えた集落の将来像などについての検討 ○再編統合モデル（深川市：納内地区） 散在型の集落内の将来に向けた再編・集住化などについての検討 <p>◆北海道集落総合支援事業の実施 集落対策の必要性など意識の醸成や調査研究、情報発信、集落を支える人材の発掘や育成を図るなど、地域の主体性に基づく集落対策を促すための取組を進めている。</p> <p><主な取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門家などによる集落問題研究会の開催（全5回） ○集落問題地域フォーラムの開催（全6回） ○集落地域リーダー養成講座の開催（全6回） ○集落支援に関する多様な人材のネットワーク化の検討 <p>◆平成25年度北海道集落実態調査の実施 北海道における集落対策に関する今後の具体的な取組方策の検討などの基礎資料とするため、平成23年度及び平成24年度の調査の結果を踏まえ、道内市町村における集落人口や高齢化の状況、集落対策の取組、生活関連施設の状況などについて調査を実施した。</p> <p><主な調査内容> 集落毎の年齢区分別人口、市町村における集落対策の状況、集落を支えていく人材の活用状況、生活関連施設の状況 など</p> <p><主な調査結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ○道内集落数 3,747集落 (H23:3,757集落) ○人口100人未満の集落 2,066集落 (H23:2,019集落) ○高齢化率が50%を超える集落 603集落 (H23:475集落) ○市町村における集落対策の実施状況 85市町村 (H24:62集落) ○地域おこし協力隊の活用状況 58市町村 (H24:35集落)

・ **社会経済への影響が特に懸念される地域への配慮**

人口減少や高齢化の進行に伴い、日常の交通手段の確保や買い物など様々な課題を抱えている道内集落では、こうした課題への具体的な対応が求められていることから、平成25年3月に策定した「北海道における集落対策の方向性」に基づき、各地域で市町村や住民の主体的な取組が速やかに進められるよう、集落対策に関する様々な取組を総合的に展開している。

○ **実施結果**

社会経済への影響が特に懸念される人口減少や高齢化が進行している道内の集落に対して、「北海道における集落対策の方向性」に基づき、地域の実情に即した集落対策を総合的に実施した。

○ 条例の実施区分

第7条 地域振興に関する取組等への支援

道は、地域振興に関し、道民の主体的な取組を促進し、及び市町村が実施する施策を支援するために必要な施策（次項において「支援施策」という。）の充実に努めるものとする。
 2 道は、支援施策を実施するに当たっては、道民及び市町村の協働による取組並びに地域相互の連携及び補完による広域的な取組が促進されるよう努めるとともに、人口構造、産業構造等の変化による社会経済への影響が特に懸念される地域の振興に十分配慮するものとする。

○ 施策名（事業名）

過疎対策の推進

○ 目的（趣旨）

過疎地域自立促進特別措置法に基づき、「北海道過疎地域自立促進方針」を策定し、道内の過疎地域における振興を推進する。

○ 現状（現行制度）

過疎対策は、昭和45年に10年間の時限立法として「過疎地域対策緊急措置法」が制定されて以来、四次にわたり制定され、平成12年に成立した現行法である過疎地域自立促進特別措置法は、平成22年4月に失効期限を6年間延長するとともに、過疎地域の要件の追加、過疎対策事業債のソフト事業への拡充や対象施設の追加などを実施した。

さらに、平成24年6月には、平成23年3月の東日本大震災の影響を踏まえ、失効期限をさらに平成32年度までの5年間延長する改正が行われている。

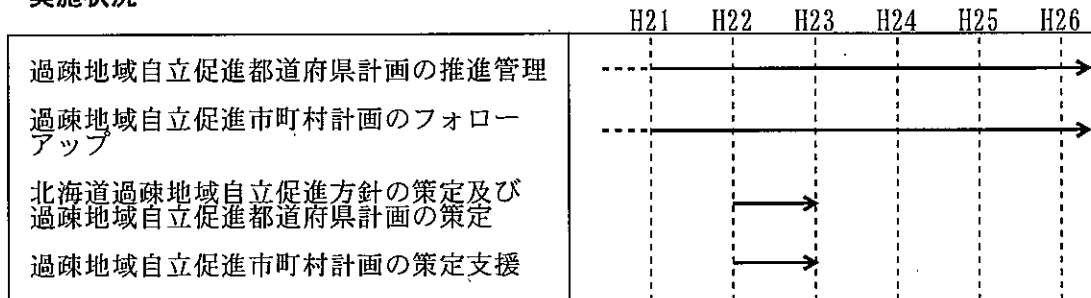
過疎地域自立促進特別措置法に基づく道内の過疎市町村数 143団体

法に基づき、道が策定した北海道過疎地域自立促進方針は、道の過疎地域自立促進対策の大綱を示すとともに、市町村が過疎地域自立促進市町村計画を定める際の指針及び道が過疎地域市町村に協力して講じようとする措置の計画を定める際の指針として策定した。

【過疎市町村への主な支援措置】

- ・ 過疎対策事業債
- ・ 学校統合に伴う校舎、屋内運動場、教職員住宅整備に対する国負担又は補助割合の特例
- ・ 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置 など

○ 実施状況



【国への提案・要望等による制度の拡充（平成22年度）】

平成22年3月末で失効する改正前の「過疎地域自立促進特別措置法（過疎法）」について、道は、関係団体と連携を図りながら、新過疎法の制定や制度の拡充などを要望した。

【過疎法改正による過疎対策事業債の拡充】

- ・ ソフト事業の追加
 地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化など住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業を対象に追加
- ・ 対象施設の追加
 図書館、認定こども園、市町村立の幼稚園、自然エネルギーを利用するための施設の追加

・ 社会経済への影響が特に懸念される地域への配慮

道内の約8割の市町村を占める過疎地域は、豊かな自然環境の保全や水源の涵養などに多大な貢献をするとともに、食料供給基地などとしても、国民の暮らしに果たす役割は、大変大きなものであることから、このような過疎地域に暮らす住民の安全安心を守ることが必要である。

○ 実施結果

過疎地域は、都市部への人口の流出や高齢化の急速な進行、基幹産業の低迷、地域社会や産業の担い手不足などを背景として、地域社会の活力の低下が懸念されることから、北海道過疎地域自立促進方針などに基づき、地域の自立促進を図り、持続可能な地域社会の構築を推進してきた。

○ 条例の実施区分

第7条 地域振興に関する取組等への支援

道は、地域振興に関し、道民の主体的な取組を促進し、及び市町村が実施する施策を支援するために必要な施策（次項において「支援施策」という。）の充実に努めるものとする。
 2 道は、支援施策を実施するに当たっては、道民及び市町村の協働による取組並びに地域相互の連携及び補完による広域的な取組が促進されるよう努めるとともに、人口構造、産業構造等の変化による社会経済への影響が特に懸念される地域の振興に十分配慮するものとする。

○ 施策名（事業名）

離島振興対策の推進

○ 目的（趣旨）

離島振興法に基づき、「北海道離島振興計画」を策定し、道内の離島地域における振興を推進する。

○ 現状（現行制度）

離島振興対策は、昭和28年に10年間の時限立法として「離島振興法」が制定されて以来、改正が行われており、現行法は平成25年4月に、新たに離島の国家的国民的役割や国の責務などが追加された改正が行われた。

【離島振興法に基づく離島振興対策実施地域（6島・6町）】

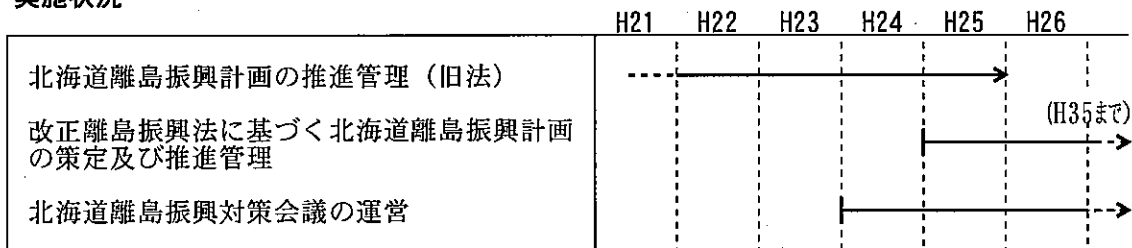
- ・ 昭和29年地域指定：奥尻島（奥尻町）、天売島・焼尻島（羽幌町）、礼文島（礼文町）、利尻島（利尻町・利尻富士町）
- ・ 昭和39年地域指定：小島（厚岸町）

法に基づき、道では新たな北海道離島振興計画（H25から10年間）を策定し、今後10年間の離島振興に向けた総合的な対策に取り組んでいる。また、当該計画の着実な推進のため、北海道離島振興対策会議を設置し、同計画の進捗管理を実施し、同会議において各離島地域毎、あるいは各離島間連携の施策の充実・強化についての検討などを行うほか、関係町などと連携して、必要に応じて国等への要望などを実施している。

【離島地域への主な支援措置】

国	離島活性化交付金 離島ガソリン流通コスト支援事業 など
道	離島振興対策事業（プロパンガス価格安定事業） 北海道離島航路旅客定期航路事業 離島妊産婦安心出産支援事業 など

○ 実施状況



・ 広域的な取組の推進

区 分	取組状況
「域学連携」地域活力創出モデル実証事業（総務省補助事業）	平成25年度総務省補助事業として採択。利尻島・礼文島地域において、道内外の大学等と連携し、新たな観光商品の開発などを通して離島地域の活性化を図る取組を実施。

・ 社会経済への影響が特に懸念される地域への配慮

道内の離島は人口減少や高齢化が一層進行し、一次産業の不振、観光の低迷などの厳しい状況にあるほか、人の往来や生活物資の輸送経費など、生活環境等に関する本土との格差が生じていることから、離島の有する国民的役割を踏まえ、定住促進や広域的な交流の拡大を図ることが必要である。

○ 実施結果

社会経済への影響が特に懸念される地域である離島地域に対しては、離島振興法に基づき北海道離島振興計画を策定し、総合的な対策に取り組んできたほか、プロパンガス価格安定事業等の独自支援措置を講ずるなど、離島振興対策を推進した。

○ 条例の実施区分

第7条 地域振興に関する取組等への支援

道は、地域振興に関し、道民の主体的な取組を促進し、及び市町村が実施する施策を支援するために必要な施策（次項において「支援施策」という。）の充実に努めるものとする。
2 道は、支援施策を実施するに当たっては、道民及び市町村の協働による取組並びに地域相互の連携及び補完による広域的な取組が促進されるよう努めるとともに、人口構造、産業構造等の変化による社会経済への影響が特に懸念される地域の振興に十分配慮するものとする。

○ 施策名（事業名）

夕張市の財政再生への支援

○ 目的（趣旨）

夕張市が総務大臣の同意を得て策定した財政再生計画の着実な実行のため、財政支援や職員派遣、助言等を実施する。

○ 現状（現行制度）

- ・ 平成22年3月、夕張市は総務大臣の同意を得て平成41年度までを計画期間とする財政再生計画を策定した。
- ・ 再生計画は、一般会計の赤字総額約322億円を再生振替特例債の借入により解消し、その償還に伴い財政健全化を進めるとともに、地域の活力維持やまちづくり等の取組により地域の再生を図るもの。
- ・ 計画期間中の道の支援総額見込み：約46億円

○ 実施状況

年度	主な施策の実施状況
平成21年度	夕張市財政再生計画の策定などのため、道職員の派遣や助言等を実施
平成22 ～25年度	夕張市財政再生支援対策費補助金等の財政支援や、財政再生計画の着実な実行のための道職員の派遣や助言等を実施

○ 実施結果

- ・ 少子高齢化、人口減少が進む夕張市において、財政再生計画の着実な実行により、財政再建と地域の再生が図られるよう財政支援や職員派遣などの取組を行った。

○ 条例の実施区分
第7条 地域振興に関する取組等への支援

道は、地域振興に関し、道民の主体的な取組を促進し、及び市町村が実施する施策を支援するために必要な施策（次項において「支援施策」という。）の充実に努めるものとする。
2. 道は、支援施策を実施するに当たっては、道民及び市町村の協働による取組並びに地域相互の連携及び補完による広域的な取組が促進されるよう努めるとともに、人口構造、産業構造等の変化による社会経済への影響が特に懸念される地域の振興に十分配慮するものとする。

○ 施策名（事業名）
北海道チャレンジパートナー特区制度の実施

○ 目的（趣旨）
市町村等が地域資源を活かした特定の事業を実施することにより、地域経済の活性化と雇用の創出等、地域の活性化に寄与することを目的として、道の各種規制の緩和、特定プロジェクトチームの創設等の特例措置等を行う。

○ 現状（現行制度）

項目	内容
制度の概要	特区計画の認定により、道の各種規制・基準の緩和等の特例措置を推進
計画	北海道チャレンジパートナー特区計画
策定主体	市町村、一部事務組合、広域連合
発動要件	知事の認定
主な取組事例	・保健・福祉一体化推進特区（上磯町（現北斗市）） ・長沼町グリーンツーリズム推進特区（長沼町）

○ 実施状況
平成21～25年度
・「北海道チャレンジパートナー特区」制度に関する周知、募集を 年3回実施実施（申請件数0件）

○ 実施結果

・市町村等の主体的取組を促進し、及び市町村が実施する施策を支援するため、道の各種規制等を緩和するなどの制度の運用を行った。

○ 条例の実施区分

第7条 地域振興に関する取組等への支援

道は、地域振興に関し、道民の主体的な取組を促進し、及び市町村が実施する施策を支援するために必要な施策（次項において「支援施策」という。）の充実に努めるものとする。
2 道は、支援施策を実施するに当たっては、道民及び市町村の協働による取組並びに地域相互の連携及び補完による広域的な取組が促進されるよう努めるとともに、人口構造、産業構造等の変化による社会経済への影響が特に懸念される地域の振興に十分配慮するものとする。

○ 施策名（事業名）

道から市町村への事務・権限移譲の推進

○ 目的（趣旨）

地域のことは地域で決めることができる地域主権型社会を構築するため、住民に身近な市町村が行政サービスの中心的な役割を担い、市町村が担うことに適さないものを道州や国が担うという補完性の原理を基本とし、道から市町村への事務・権限の移譲を進める。

○ 現状（現行制度）

「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」に基づき、重点推進権限の選定、市町村への個別説明や説明会等の実施のほか、市町村が移譲を受けやすくする環境整備として、道職員の派遣、初期投資に係る財政支援などの取組により、市町村への権限移譲を積極的に推進している。

○ 実施状況

[事務・権限移譲状況]

年度	移譲権限数	市町村数
平成22年度	456権限（延べ5,853権限）	176市町村
平成23年度	430権限（延べ2,991権限）	171市町村
平成24年度	560権限（延べ2,132権限）	102市町村
平成25年度	519権限（延べ1,471権限）	71市町村

[市町村が移譲を受けやすくする環境整備]

職員派遣の実績：14名／14市町（平成22～25年度）

財政支援の実績：14,000千円／57市町村（平成22～24年度）

○ 実施結果

・ 地域のことは地域で決めるという市町村の主体的取組を促進するため、市町村が移譲を受けやすくする環境整備を行いながら、道から市町村への事務・権限移譲を着実に進めた。

○ 条例の実施区分

第7条 地域振興に関する取組等への支援

道は、地域振興に関し、道民の主体的な取組を促進し、及び市町村が実施する施策を支援するために必要な施策（次項において「支援施策」という。）の充実に努めるものとする。
2 道は、支援施策を実施するに当たっては、道民及び市町村の協働による取組並びに地域相互の連携及び補完による広域的な取組が促進されるよう努めるとともに、人口構造、産業構造等の変化による社会経済への影響が特に懸念される地域の振興に十分配慮するものとする。

○ 施策名（事業名）

北海道遺産構想の推進

○ 目的（趣旨）

次世代に引き継ぎたい北海道の宝物として平成13、16年に選定した52件の北海道遺産を活用した取組を、地域・民間企業などが積極的に展開し、新たな北海道の魅力を創造する。

○ 現状（現行制度）

- ・ 道は北海道遺産構想の一層の促進を図るため、NPO法人北海道遺産協議会の実施する北海道遺産の保全・活用の促進を側面から支援している。
- ・ 北海道遺産保全のため、「ほっかいどう遺産WAON」「HOKKAIDO I CARD」の利用額の一部がNPO法人北海道遺産協議会に寄付されている。

○ 実施状況

- ・ 道政広報コーナーでのパネル展実施
- ・ 「広報誌ほっかいどう」での北海道遺産の紹介
- ・ 道庁ブログでのPR記事掲載
- ・ 包括連携協定による「ほっかいどう遺産WAON」発売 など

○ 実施結果

- ・ 北海道遺産の保全・活用など、北海道遺産構想定着を促進した。
- ・ 地域振興に関する道民の主体的取組を支援した。

○ 条例の実施区分

第7条 地域振興に関する取組等への支援

道は、地域振興に関し、道民の主体的な取組を促進し、及び市町村が実施する施策を支援するために必要な施策（次項において「支援施策」という。）の充実に努めるものとする。
 2 道は、支援施策を実施するに当たっては、道民及び市町村の協働による取組並びに地域相互の連携及び補完による広域的な取組が促進されるよう努めるとともに、人口構造、産業構造等の変化による社会経済への影響が特に懸念される地域の振興に十分配慮するものとする。

○ 施策名（事業名）

移住・交流施策の推進

○ 目的（趣旨）

人口減少や少子高齢化が、全国を上回るスピードで進行する本道において、交流人口を拡大し、定住化につなげることは、地域の維持・活性化に大きく寄与するため、北海道、NPO法人住んでみたい北海道推進会議及び市町村で構成する北海道移住促進協議会の三者が役割を明確にしなが、連携・協力し、効率的・効果的な取組を展開する。

○ 現状（現行制度）

道は市町村における移住希望者等に対する受入体制整備への支援や三大都市圏における北海道暮らしフェアを活用した情報発信を行っている。

区 分	取組内容
地域受入体制整備への支援	・ 移住・交流に係る地域意見交換会の実施 ・ 地域おこし協力隊の交流・研修会の実施
情報発信・プロモーション	・ 就業支援を活用した移住・定住促進検討会議の開催 ・ 北海道暮らしフェア等での就業相談の実施

○ 実施状況

《各事業等実施状況》

事業等内容	H21	H22	H23	H24	H25
移住・交流に係る地域意見交換会の開催 【開催回数】	-	4	2	3	3
地域おこし協力隊の交流・研修会の開催 【開催回数】	-	1	1	1	1
北海道暮らしフェア(NPO法人主催※1) 【開催力所数】	2	3	3	3	3
「ちょっと暮らし」(市町村実施)利用者数 【利用人数】	1159	1199	1517	1975	(未集計)

※1NPO法人=NPO法人「住んでみたい北海道推進会議」

- ・ 移住・交流ビジネス化モデル事業の実施（平成21～23年度）
移住・交流に関わるマーケットを顕在化させ、民間が主体となったコンシェルジュ（総合案内）機能の充実を目指し、ビジネスモデルを構築・検証
- ・ 安全・安心のための移住・二地域居住加速事業の実施（平成23～25年度）
本道への移住や二地域居住を加速するため、体験移住とテレワークを組み合わせた「転地型テレワーク」の試行調査や説明会などを実施

○ 実施結果

- ・ 交流施策に取り組む市町村や北海道移住促進協議会へ加入する市町村数は、年々増加しており、地域における移住・交流に係る取組みは拡大した。
- ・ 移住・交流の主なターゲットを団塊の世代等の退職者として進めてきた。さらに、現役世代を対象に就業支援を中心とした施策の展開や、地域おこし協力隊といった外部人材の定着化など、その時々的情勢に適応した取組を実施した。

○ 条例の実施区分

第7条 地域振興に関する取組等への支援

道は、地域振興に関し、道民の主体的な取組を促進し、及び市町村が実施する施策を支援するために必要な施策（次項において「支援施策」という。）の充実に努めるものとする。
2 道は、支援施策を実施するに当たっては、道民及び市町村の協働による取組並びに地域相互の連携及び補完による広域的な取組が促進されるよう努めるとともに、人口構造、産業構造等の変化による社会経済への影響が特に懸念される地域の振興に十分配慮するものとする。

○ 施策名（事業名）

包括交流連携の推進

○ 目的（趣旨）

地域特性が異なる市町村同士が不足する地域資源を相互に補完し合いながら、日常的な交流により地域の活性化を図るとともに、災害時の相互応援も想定し幅広い交流を行うことを目指す包括交流連携の推進を図る。

○ 現状（現行制度）

連携意向のある市町村に対する個別の説明や、市長会や地域間連携を目的とした会議の場、道のホームページ上における市町村情報バンクなどにより各市町村の検討に資する情報提供を行っている。

○ 実施状況

年度	取組状況
平成24年度	・ 地域連携の取組等に関するアンケート調査 ・ 連携意向のあった市町村への追加アンケート調査 ・ 本別・白糠の包括交流連携協定締結
平成25年度	・ 包括交流連携に係るホームページ（市町村情報バンク）の開設 ・ 市町村に対する個別説明や各種会議の場での情報提供等

○ 実施結果

・ 包括交流連携の検討に資する様々な情報提供を行うとともに、市町村の意向把握に努めた。

○ 条例の実施区分

第7条 地域振興に関する取組等への支援

道は、地域振興に関し、道民の主体的な取組を促進し、及び市町村が実施する施策を支援するために必要な施策（次項において「支援施策」という。）の充実に努めるものとする。
 2 道は、支援施策を実施するに当たっては、道民及び市町村の協働による取組並びに地域相互の連携及び補完による広域的な取組が促進されるよう努めるとともに、人口構造、産業構造等の変化による社会経済への影響が特に懸念される地域の振興に十分配慮するものとする。

○ 施策名（事業名）

青函圏交流・連携の推進

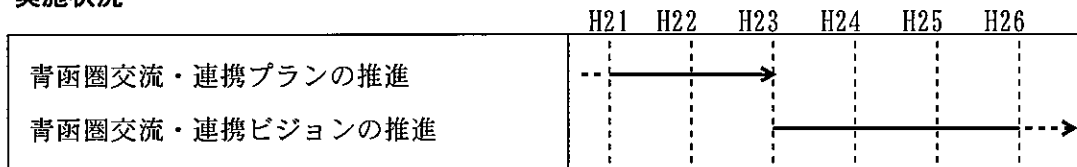
○ 目的（趣旨）

青森県との青函圏交流において、平成23年度に策定した「青函圏交流・連携ビジョン」に基づき青函圏の交流・連携を推進する。

○ 現状（現行制度）

北海道、青森県の産学官125団体で構成する「青函圏交流・連携推進会議」において平成23年度に策定した「青函圏交流・連携ビジョン」に基づき、情報交換会やフォーラム等の開催により道南地域と青森県との交流・連携を推進している。

○ 実施状況



平成23年4月 青函圏交流・連携推進会議設置（道・県・産学官の118団体で発足）

（青函インターブロック交流圏構想推進協議会（H63に47団体で発足）の発展的解消）

・ 青函圏交流・連携推進会議において、情報交換会やフォーラム等を開催し、青函圏交流・連携ビジョンを推進

○ 実施結果

・ 「青函圏交流・連携プラン」及び「青函圏交流・連携ビジョン」の推進により、食や観光など地域の強みや特色を活かした活力ある青函圏の形成を図った。

○ 条例の実施区分

第7条 地域振興に関する取組等への支援

道は、地域振興に関し、道民の主体的な取組を促進し、及び市町村が実施する施策を支援するために必要な施策（次項において「支援施策」という。）の充実に努めるものとする。
 2 道は、支援施策を実施するに当たっては、道民及び市町村の協働による取組並びに地域相互の連携及び補完による広域的な取組が促進されるよう努めるとともに、人口構造、産業構造等の変化による社会経済への影響が特に懸念される地域の振興に十分配慮するものとする。

○ 施策名（事業名）

広域的な連携を活用した地域づくりの推進

○ 目的（趣旨）

道内市町村が広域的な連携による地域づくりを主体的に進められるよう、相談、助言、情報提供、人材派遣等を行い地域の取組をサポートする。

○ 現状（現行制度）

平成22年に設置した「広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会（道・市長会・町村会で構成）」において、道内市町村の広域的な連携に関する課題について相談対応、助言、情報提供、人材派遣などを行うとともに、効果的な支援策のあり方について総合的に検討するなど地域での具体的な取組を支援している。

○ 実施状況

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
・「広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会」による相談対応等			→	→	→	→
・検討ワーキンググループによる検討			→			
・「広域連携職員派遣制度」による職員派遣					→	→

・ 広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会の下に、「自治体法務」「税務」「社会資本」の3分野に関するワーキンググループを置き、広域連携の効果や具体的な連携手法等について検討結果報告書を作成し、ホームページ上で情報提供を行っている。

・ 検討ワーキンググループによる検討結果報告書発行
 平成23年 7月 自治体法務ワーキンググループ
 平成23年 9月 税務ワーキンググループ
 平成23年10月 社会資本分野での連携のあり方検討ワーキンググループ

○ 実施結果

・ 地域振興に関する支援施策の実施に当たり、市町村が広域的な連携による地域づくりを主体的に進められるよう、市町村間の連携による広域的取組の促進に努めた。

○ 条例の実施区分

第7条 地域振興に関する取組等への支援

道は、地域振興に関し、道民の主体的な取組を促進し、及び市町村が実施する施策を支援するために必要な施策（次項において「支援施策」という。）の充実に努めるものとする。
 2 道は、支援施策を実施するに当たっては、道民及び市町村の協働による取組並びに地域相互の連携及び補完による広域的な取組が促進されるよう努めるとともに、人口構造、産業構造等の変化による社会経済への影響が特に懸念される地域の振興に十分配慮するものとする。

○ 施策名（事業名）

地域にどんどん飛び出し隊（短期業務対応派遣制度）の実施（再掲）

○ 目的（趣旨）

ラウンドテーブルミーティングや地域づくり連携会議等で把握した地域課題の解決や地域資源の磨き上げのため、課題ごとに振興局関係課職員等による「地域にどんどん飛び出し隊」を地域に派遣している。また、市町村からの要請や振興局長自らの判断により同隊を市町村へ派遣し、市町村職員等とともに課題解決に当たる。

○ 現状（現行制度）

[制度概要]

派遣先	市町村（振興局長が認める団体を含む）
派遣の対象業務	<p>職員の派遣が必要と認める業務のうち、次の①～②のいずれかに該当する業務</p> <p>①振興局が主体的に、職員を派遣する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策展開方針における地域重点プロジェクトの推進 ・道と市町村が一体となって取り組む必要性が高いと認められる広域的な連携による地域づくり関連業務 ・ラウンドテーブルミーティング等において把握した地域課題の解決等に係る業務 ・地域づくり総合相談窓口に寄せられた案件に係る業務 ・その他、振興局長が派遣を必要と認める業務 <p>②市町村の要望を受け、職員を派遣する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道として支援する必要性が高いと認められる広域的なイベント等の企画、準備、実施（人員不足を補うためなど、単なる労務提供にとどまるものを除く） ・市町村における各種計画等策定の際の参画、助言 ・その他、振興局長が派遣を必要と認める業務
派遣期間	<p>振興局長が必要と判断する期間</p> <p>※1業務につき1か月以内（職員1人当たりでは、1週間以内程度）</p>

○ 実施状況

年度	派遣件数	延べ人数
平成23年度	99件	565人
平成24年度	81件	566人
平成25年度(H25年12月末現在)	102件	532人

○ 実施結果

・ 「地域にどんどん飛び出し隊」の取組により、市町村等と緊密に連携し、地域の活性化や地域課題の解決を図った。

○ 条例の実施区分
第8条 職員の交流

道は、市町村と緊密に連携し、地域振興に関する施策を推進するため、職員の派遣その他の市町村との職員の交流の充実を図るものとする。

○ 施策名（事業名）
職員派遣制度の充実による職員交流の推進

○ 目的（趣旨）
道と市町村との緊密な連携による地域振興を進めるため、「市町村への職員派遣推進方針」及び「道と市町村等の職員交流要綱」に基づき市町村との職員交流の充実を図る。

○ 現状（現行制度）
道と市町村等の職員交流においては、平成21年4月に「市町村への職員派遣推進方針」を策定し、従来からの「自治法派遣」や「相互交流」などに加え、平成22年度からは「地域振興派遣制度」、「権限移譲派遣制度」を設けており、平成25年度からは「広域連携」や「徴収対策連携」を進めるための職員派遣制度を創設するなど、道から市町村への職員派遣制度を充実し、市町村等と連携・協働した取組の強化を図っている。

[市町村への職員派遣制度の枠組み]

目的		推進の方向性	基本的な給与費の負担
市町村と道との結びつきの強化	市町村の固有の課題への対応	・地方自治法に基づく職員派遣等を引き続き実施	市町村（派遣先）
	市町村と道との人的交流等	・市町村と道の相互交流による職員派遣等を引き続き推進	相互（派遣元）
広域的な見地からの市町村との連携	市町村財政の健全化等への対応	・財政財政再生団体等の市町村の財政健全化等に向けた取組を支援するための職員派遣を必要に応じて実施	道（派遣元）
	地域主権型社会を見据えた総合的な行政主体の確立	・道から市町村への権限移譲や市町村の広域連携を促進するための職員派遣制度を新設・実施 ・市町村合併に向けた取組を支援するための職員派遣を引き続き実施	道（派遣元）
	市町村との緊密な連携による地域振興の推進	・地域重点プロジェクトなど、市町村と道が緊密に連携し、地域の振興を進めるための職員派遣制度を新設・実施	道（派遣元）
	市町村との連携による自主財源確保等に向けた取組の推進	・市町村と道の連携、自主財源の確保等に向けた取組を推進するための職員派遣制度を新設・実施	道（派遣元）

○ 実施状況
制度の充実

年度	制度改正の推移
平成21年度	○ 市町村への職員派遣の充実に向けた道としての基本的な考え方や派遣制度の枠組み等を規定する「職員派遣推進方針」を策定 ○ 同方針に基づき、基本的な給与費を道が負担する新たな職員派遣制度として「地域振興派遣」と「権限移譲派遣」を創設
平成22年度	○ 派遣開始 ・ 派遣期間平成22～23年度（地域振興：18市町村、権限移譲：7市町）
平成23年度	・ 派遣期間平成23～24年度（地域振興：21市町村、権限移譲：4市町）
平成24年度	・ 派遣期間平成24～25年度（地域振興：24市町村、権限移譲：1市町） ○ 「市町村への職員派遣推進方針」及び「道と市町村等の職員交流要綱」の改正 「広域連携派遣」及び「徴収対策連携派遣」を創設

平成25年度	・派遣期間平成25～26年度 (地域振興：20市町村、権限移譲2町、広域連携3市等、徴収対策連携6団体)
--------	---

[職員交流実績]

(人)

区分		H21	H22	H23	H24	H25	累計
市町村等との結びつきの強化							
自治法派遣	道→市町村等	15	12	42	38	22	129
出向(退職派遣)	道→市町村等	1	0	2	2	2	7
相互交流	道→市町村等	72	84	85	71	73	385
	市町村等→道	69	82	81	69	72	373
実務研修	市町村等→道	15	19	16	15	16	81
広域的な見地からの市町村との連携							
財政再生派遣	道→市町村等	10	11	12	12	13	58
権限移譲派遣	道→市町村等	—	7	11	5	3	26
市町村合併派遣	道→市町村等	1	0	0	0	0	1
広域連携派遣	道→市町村等	—	—	—	—	3	3
地域振興派遣	道→市町村等	—	18	39	45	43	145
徴収対策連携派遣	道→市町村等	—	—	—	—	6	6

[平成25年度 地域振興等派遣テーマ]

派遣区分	派遣先市町村等	派遣テーマ
地域振興派遣	栗山町	栗山町農業ルネッサンスの推進と活力ある地域営農システムの構築
	沼田町	活力ある沼田農業の発展による地域振興モデルの確立
	恵庭市	恵庭市の観光促進と広域展開に関する企画立案・事業推進
	江別市	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区の推進
	蘭越町	担い手の育成確保対策と高収益作物の定着・加工・流通システムの構築
	仁木町	持続可能な力強い農業の推進
	厚真町	次世代に繋がる農業経営の確立に向けた取組の推進
	白老町	国等との連携による「象徴空間」の整備促進と地域文化の発信
	平取町	循環型森林経営計画と森林環境政策の推進
	鹿部町	新幹線開業に向け観光分野での戦略的な市町連携の推進を通じた地域の活性化
	森町	交通ネットワーク整備と豊富な産品を活かした観光の推進
	占冠村	地域資源を活用した集落の活性化
	東神楽町	魅力ある農業経営ビジョンの策定
	天塩町	地域農業の再生と持続可能なまちづくり
	浜頓別町	広域公共交通路線の維持改善対策
	大空町	女満別空港利用促進と広域連携の推進
	紋別市	広域観光の振興・空港対策
上士幌町	子育て推進によるまちづくり	
釧路市	移住・定住の促進と地域資源を生かした滞在型観光の推進	
根室市	根室再興政策プロジェクト産業活性化プランの推進	
権限移譲派遣	上富良野町	「工場立地」など16パッケージ
	下川町	「母子寡婦福祉」など16パッケージ
広域連携派遣	千歳市	ごみ処理共同化(千歳、北広島、長沼、南幌、由仁、栗山)
	西いぶり広域連合	消防共同化(室蘭、登別、伊達、豊浦、壮瞥、洞爺湖)、火葬場共同化(室蘭、伊達、壮瞥)
	稚内市	公平委員会共同設置(宗谷管内市町村1市9町)
徴収連携派遣	後志広域連合税務課	市町村税(個人道民税含む)等の徴収組の推進
	日高管内地方税滞納整理機構	
	渡島・檜山地方税滞納整理機構	
	上川広域滞納整理機構	
	十勝市町村税滞納整理機構	
釧路・根室地方税広域滞納整理機構		

○ 実施結果

・市町村と緊密に連携し、地域振興に関する施策を推進するため、新たな職員派遣制度を創設し、職員の交流の充実を図った。

○ 条例の実施区分
第8条 職員の交流

道は、市町村と緊密に連携し、地域振興に関する施策を推進するため、職員の派遣その他の市町村との職員の交流の充実を図るものとする。

○ 施策名（事業名）
道と市町村の共同政策研究の充実

○ 目的（趣旨）
地域に根ざした政策の推進に資することを目的に、振興局職員と市町村職員等が地域の様々な政策課題に関する対応方策について、実務的な見地から共同で研究する。

○ 現状（現行制度）
地域固有の課題やその時々が発生した諸課題への対応等、地域の実情に応じて各振興局において研究テーマ設定し、有識者による講演や出席者による意見交換などを通じて、新たな施策の立案や既存施策の効果的な推進などについて研究・討議を行っている。

○ 実施状況

年 度	開 催 回 数
平成21年度	13支庁において20回
平成22年度	14振興局において20回
平成23年度	14振興局において37回
平成24年度	13振興局において29回
平成25年度	12振興局において22回

[事業化に結びついた主な研究事例]

- ・住宅団地の活性化（高齢者の住み替え支援等）【平成19～24年度 石狩振興局】
- ・パワーアップ・イブリ・プロジェクト構成メンバーによる地域づくりに関する研究【平成23年度 胆振総合振興局】
- ・さくらウニを活かした観光振興の研究【平成23年度 日高振興局】
- ・天塩川流域の環境や自然の恵みを活かした地域づくり【平成22～24年度 上川総合振興局】
- ・地域情報伝達に関する研究【平成24年度 釧路総合振興局・根室振興局】

○ 実施結果

- ・市町村と緊密に連携し、地域振興に関する施策を推進するため、道と市町村の共同政策研究を実施し、連携地域別政策展開方針に基づく取組の加速を図るなど内容の充実に努めた。

○ 条例の実施区分
第9条 人材の育成等

道は、地域振興を担う人材の育成を図るため、道民が地域の特性、実情及び課題に応じた取組を進める上で必要とされる知識及び技能を習得し、並びに地域振興に取り組んでいる人々との交流を深める機会の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。
2 道は、地域振興に関する施策を効果的に推進するため、事業者、大学等の協力を得て、それらの人材、知見、技術等の活用に努めるものとする。

○ 施策名（事業名）
地域力向上サポート事業

○ 目的（趣旨）
多様な主体が連携・協働して地域の課題を解決していく「地域力」の育成・向上に向け、その取組手法や実践活動のスキルを習得する機会を設けるなど、地域づくりに主体的に取り組む人材の育成を図る。

○ 現状（現行制度）
〔地域力向上の取組サポート〕
地域力向上に向けた地域住民や市町村などの主体的な取組に係る連絡・相談体制を定着させ、市町村の枠にとらわれない主体間連携や広範囲での事業実施など、広域的な展開を進める取組に対し、これまでの地域力向上施策や集落支援員活用モデル事業の検証結果などを踏まえ、専門家や大学、集落支援員や地域おこし協力隊などとの連携のもと、「地域力」の育成・向上に関する取組を展開している。

区分	内 容
サポート活動	○既存のメーリングリストなどを活用し、取組主体の全道的な相談・連絡体制を構築 ○先進的な取組である「新しい公共支援事業モデル事業」の他地域への波及や、市町村の枠にとらわれない主体間連携、広範囲での事業展開など、地域住民や市町村が主体となった「地域力」の育成・向上に関する取組を支援 ○地域づくり支援局及び庁内関係部署はもとより、民間の専門家や実践フィールドを求める大学、地域おこし協力隊などと連携し、地域主体の取組を効果的にサポート
研修会	○地域の多様な主体が互いに協働して地域の課題を解決していく力「地域力」の育成・向上に向け、行政職員やNPOなどを対象として、取組手法や実践活動のスキルを習得する機会を設け、地域づくりを進める際に核となる人材の育成を図る。

〔情報収集・発信による普及啓発〕
「地域力」の育成・向上に関する各部の取組や国、他府県における施策の情報、道内外の先進的な取組事例などの情報を収集・発信している。また、まちづくりを推進する条例の策定に関するセミナーを開催し、市町村や地域住民の意識の醸成を図っている。

○ 実施状況
〔地域力向上のための研修会等の実施状況〕

年度	研修会等の内容	実施力所数及び開催場所
平成21年度	行政とNPOをつなぐ・ファシリテーター養成セミナー	5カ所（岩見沢市、帯広市、網走市、函館市、石狩市）
平成22年度	地域力向上サポート実践研修会	3カ所（江差町、釧路市、稚内市）
平成23年度	地域力向上サポート実践研修会	4カ所（浦河町、札幌市、留萌市、根室市）
平成24年度	地域力向上サポート実践研修会	3カ所（室蘭市、倶知安町、旭川市）
平成25年度	地域力向上サポート実践研修会	1カ所（札幌市）
	まちづくり推進条例セミナー	1カ所（札幌市）
累 計		17カ所

〔「地域力の育成・向上に向けた取組について」の発行〕
地域づくりの取組状況や担い手の育成、道内外の先進事例等を取りまとめ、冊子（電子データ）として平成21年3月に発行（ホームページに掲載）。市町村の取組状況調査における意見等を踏まえて毎年度更新している。

・ 広域的な取組の推進
地域づくりのメーリングリストや、地域力向上サポート実践研修会などでの地域づくりの担い手同士の交流を通じて、市町村の枠にとらわれない連携や広域での事業実施など、広域的な展開を進める取組をサポートしている。

○ 実施結果

地域振興を担う人材の育成を図るため、研修会等を開催し、必要とされる知識及び技能の習得及び交流を深める機会の確保に努めた。

○ 条例の実施区分
第9条 人材の育成等

道は、地域振興を担う人材の育成を図るため、道民が地域の特性、実情及び課題に応じた取組を進める上で必要とされる知識及び技能を習得し、並びに地域振興に取り組んでいる人々との交流を深める機会の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。
2 道は、地域振興に関する施策を効果的に推進するため、事業者、大学等の協力を得て、それらの人材、知見、技術等の活用に努めるものとする。

○ 施策名（事業名）
新しい公共支援事業

○ 目的（趣旨）
人口減少や高齢化、価値観や生活様式の多様化など地域社会を取り巻く環境の大きな変化に伴い、地域の課題が複雑化する中、行政だけでは十分に対応できない課題などに対して、道民やNPO、企業など多様な担い手が、まちづくりや福祉、環境、文化など身近な分野において協働で取り組む「新しい公共」の拡大と定着を図る。

○ 現状（現行制度）
国の平成22年度補正予算「新しい公共支援事業交付金」を「北海道新しい公共支援基金」に積み立て、平成23年度からの2カ年間、「新しい公共」の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しし、「新しい公共」の拡大と定着を図ることを目的として、NPO等の活動基盤の整備や行政との協働のモデルづくりなどの事業を実施した。

○ 実施状況
[新しい公共支援事業の実施事業（平成23～24年度）]

事業名	事業概要
①NPO等活動基盤強化事業	NPO等同士の交流を促進し、団体経営、財務会計、労務管理、情報発信、事業計画などNPO等の活動基盤の強化を図るとともに、中間支援組織のサポート力を強化するため、人材育成や中間支援組織間のネットワークの構築
②NPO等活動情報整備事業	インターネットのホームページ上にNPO法人の基本データ及び事業報告書や財務諸表等を閲覧できるようにすることで、広く住民や企業等に対して情報提供を行い、法人運営に係る透明性の確保を図り、NPO活動の基盤の強化
③NPO等寄附募集支援事業	新しい公共の担い手であるNPO等の活動を応援する寄附文化を醸成するとともに、団体又は事業に寄附金をつなぐ仕組みづくり
④つなぎ融資への利子補給事業	NPO等が行政から受託した業務の実施に際して金融機関等のつなぎ融資を利用する場合に、当該融資にかかる利子に相当する金額を交付し、NPO等の負担を軽減
⑤新しい公共の場づくりのためのモデル事業	多様な担い手（マルチステークホルダー）からなる新しい公共の体制を構築し、地域の諸課題解決を図るプロセスをモデル的に実施
⑥社会イノベーション推進のためのモデル事業	地域の社会的な課題の解決に向けて、制度・領域横断的な対応により、既存の制度や規制の制約を乗り越える取り組みを試行

・ 各種事業の活動実績や「新しい公共支援事業」成果普及フォーラムの開催結果など、ホームページ等を通じて情報発信

○ 実施結果

NPO等の活動基盤形成に向け、支援事業を着実に推進し、地域振興に関わる活動を支える人材の育成を図った。

○ 条例の実施区分
第9条 人材の育成等

道は、地域振興を担う人材の育成を図るため、道民が地域の特性、実情及び課題に応じた取組を進める上で必要とされる知識及び技能を習得し、並びに地域振興に取り組んでいる人々との交流を深める機会の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。
2 道は、地域振興に関する施策を効果的に推進するため、事業者、大学等の協力を得て、それらの人材、知見、技術等の活用に努めるものとする。

○ 施策名（事業名）
民間企業等との協働

○ 目的（趣旨）
民間企業や住民などが「公共」の担い手となり、官民が連携した取組を進め、道内地域や経済の活性化、公共サービスの質の向上を図る。

○ 現状（現行制度）
〔民間企業等とのタイアップ事業〕
民間企業等が有する資源（アイデア、ノウハウ、資金等）と道が持つ情報やネットワーク、人的資源を結びつけることで、道内地域や経済の活性化、公共サービスの充実や道が進める施策の効果的な展開を図っている。

〔包括連携協定〕
民間企業等からの提案に基づき、複数の政策分野にわたって北海道と包括的かつ継続的に協力関係を構築し、連携・協力に関する協定を締結した上で、具体的な事業を協働で実施している。

○ 実施状況

年度	取組内容
平成21年度	○「民間企業との協働」の手引きの策定 ・提案募集の取組実績：タイアップ12事業、包括連携協定締結4企業
平成22年度	○道側から協働事業を民間企業に提案する新しい制度の試行（H21～22） ・提案募集の取組実績：タイアップ14事業、包括連携協定締結2企業
平成23年度	○道側から協働事業を民間企業に提案する新しい制度の実施 ・提案募集の取組実績：タイアップ21事業、包括連携協定締結4企業
平成24年度	・提案募集の取組実績：タイアップ22事業、包括連携協定締結4企業
平成25年度	○期間を限定して事業提案を募集する仕組みを構築（要領改正） ・提案募集の取組実績：タイアップ21事業、包括連携協定締結7企業 （平成26年2月現在）

〔平成24年度タイアップ事業〕

タイアップ事業名	タイアップ企業
IT利活用を促進するポータルサイトの運営	(株)北海道ソフトウェア技術開発機構
映画ポスターを活用した道政広報への協力	北海道東宝(株)
民間就職支援会社との連携による求職者（障がい者含む）の雇用促進・職場定着の取組	(株)北海道アルバイト情報社
コミックによる北海道価値の発信	(株)マガジンハウス
北海道ゆかりの漫画家フェアの実施による北海道価値の発信	(株)三省堂書店
北海道ゆかりの漫画家フェアの実施による北海道価値の発信	(株)リライアブル
首都圏のコンビニエンスストア等と連携した北海道の「食」と「観光」のPR	(株)JR東日本リテールネット
ツアー企画と連携した愛食運動の推進、道産食材の販路拡大への協力	(株)JALバック
フリーペーパーを活用した道政広報への協力	(株)ノヴェロ、北海道興行生活衛生同業組合
電気自動車を活用した北海道の新エネ・省エネ普及啓発活動への協力	三菱自動車工業(株)
首都圏飲食店による北海道観光のPR	(株)アールディーシー（ダイマル水産）
雪氷冷熱エネルギー普及啓発への協力	伊藤組土建(株)
新エネ・省エネ普及イベントにおける節電のPR実施への協力	北海道エア・ウォーター(株)
新エネルギーの開発・導入の促進への協力	北見工業大学、PVG Solutions(株)、伊藤組土建(株)、(株)KITA BA
ホテルレストランイベントにおける北海道の「食」と「観光」のPR	ウェスティン都ホテル京都（(株)近鉄ホテルシステムズ）

映画ポスターを活用した道政広報への協力	(株)ノヴェロ
大学・旅行会社との国際航空路線の拡充等に向けた協働事業	札幌国際大学、(株)JTB北海道、 (株)ロジネットジャパン
航空会社と協働した北海道観光のPR	タイ国際航空
民間就職支援会社との連携による求職者(障がい者含む)の雇用促進・職場定着の取組	リクルートキャリア(株)
キャラクターを活用したスイーツの開発及びオホーツク地域の観光PR	(株)東京ドーム
消費電力モニター等を活用した道内市町村との地域節電プロジェクト	東日本電信電話(株)
プロスポーツチームと協働した子どもの健全育成に関する取組	(社)エスポラーダ北海道スポーツクラブ

[連携協定状況]

締結年度	締結時期	協定先企業名	協定に基づく取組分野
平成18年度	平成18年12月	伊藤忠商事(株)	・食産業の振興 ・観光振興の支援 ・中小・ベンチャー企業の支援 など
	平成19年2月	サッポロビール(株) 及びサッポロホールディングス(株)	・食の北海道ブランド振興 ・観光の振興 ・環境の保全 ・暮らしの安全安心、健康 など
平成19年度	平成19年10月 (平成22年3月改定)	雪印メグミルク(株)	・酪農の振興 ・食の安全安心、産消協働 ・子育てや健康づくり ・観光の振興 など
	平成20年1月	留萌信用金庫 (留萌振興局との協定)	・留萌に根ざした事業創出 ・留萌の豊かな食 ・留萌の観光振興 ・地域の人材育成 など
	平成20年1月	(株)セイコーマート	・暮らしの安全安心、道政広報 ・障がい者の自立支援 ・観光、各種イベントへの協力 など
	平成20年2月	(株)ローソン	・地域の安全安心、災害時支援 ・食の振興 ・自然環境保全、生活環境対策 など
平成20年度	平成20年7月	(株)セブン-イレブン・ ジャパン 及び(株)イトーヨーカ堂	・暮らしの安全・安心、住民サービスの向上 ・道産品の販路拡大 ・就労支援 ・観光振興 など
	平成20年8月	(株)北洋銀行	・北海道国際ビジネスセンターの活動支援 ・企業誘致の推進 など
	平成20年9月	(株)北海道銀行	・北海道国際ビジネスセンターの活動支援 ・企業誘致の推進 など
	平成20年9月	(株)三井住友銀行	・北海道国際ビジネスセンターの活動支援など
	平成21年2月	(株)サークルKサンクス との協定	・暮らしの安全・安心、道政広報への協力 ・「食」や「観光」の振興 など
	平成21年3月	旭川大学、旭川大学女子 短期大学部(上川総合振興局との協定)	・地域活性化に向けた各種政策の立案・実施 ・地域の人材育成 など
平成21年度	平成21年7月	大地みらい信用金庫 (根室振興局との提携)	・地域資源等を生かした新たな事業の創出 ・地元企業の販路開拓や取引機会の拡大 ・地域の「食」と「観光」のブランド化 など
	平成21年7月	日高信用金庫 (日高振興局との協定)	・日高地域のブランド化推進 ・地域経済を担う人材の育成 など
	平成21年7月	楽天(株)	・北海道の情報発信 ・道内企業等のITを活用した販路拡大 ・地域産業のIT利活用促進 など
平成22年度	平成22年9月	室蘭信用金庫、苫小牧信用金庫、 伊達信用金庫 (胆振総合振興局との協定)	・地域資源を活かした新たな産業の創出 ・「食」や「観光」、地域産品のブランド力向上 ・地元企業の販路開拓や取引機会の拡大 ・地域経済を担う人材の育成 など
	平成23年2月	日本ハム(株) (道と地方独立行政法人 北海道立総合研究機構の 3者による協定)	・北海道の「食」の振興 ・北海道の科学技術の振興 ・北海道の魅力ある「スポーツ」と「観光」の 振興 ・「活力ある地域づくり」の推進 など
平成23年度	平成23年7月 (拡大)	イオン(株)との協定	・ICカード等の活用 ・環境行動を実践するまちづくり ・災害に強い、安全・安心なまちづくり ・障がい者の自立支援など共生のまちづくり など

	平成23年11月	(株)AIRDO	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道の『食』と『観光』の振興 ・『環境』の保全 ・ひとづくり ・北海道の情報発信 など
	平成24年3月	釧路信用金庫、大地みらい信用金庫 (釧路総合振興局との協定)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活かした新たな事業の創出 ・地元企業の販路開拓や取引機会の拡大 ・地域のブランド化推進 ・環境と調和した事業活動の推進 ・地域経済を担う人材の育成 など
平成24年度	平成24年6月 (拡大)	(株)三省堂書店	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道の魅力発信 ・地域の文化や人づくり ・活力ある地域づくりの推進 など
	平成25年3月 (拡大)	生活協同組合コープさっぽろ	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の植樹・育樹 ・安全・安心な地域づくり ・子育て支援 ・食の振興 ・循環型社会の形成 など
	平成25年3月	(株)東洋新薬	<ul style="list-style-type: none"> ・食情報の発信 ・食関連企業の支援 ・立地促進 ・道産素材を活用した商品開発 など
	平成25年3月	(株)ジェーシービー	<ul style="list-style-type: none"> ・食や観光の振興 ・環境 ・北海道の魅力発信 など
平成25年度	平成25年7月	(株)北陸銀行	<ul style="list-style-type: none"> ・販路開拓 ・企業誘致推進 ・中小企業支援 など
	平成25年8月	学校法人北海学園 (北海学園大学・北海商科大学)	<ul style="list-style-type: none"> ・産業振興や観光振興 ・教育・文化の振興 ・人材育成の推進 ・就職支援 ・地域づくり・まちづくりの推進 など
	平成25年8月	旭川信用金庫 (上川総合振興局との協定)	<ul style="list-style-type: none"> ・新事業の創出 ・販路拡大や取引機会の拡大 ・ブランド化推進 ・人材の育成 など
	平成25年9月	立命館大学	<ul style="list-style-type: none"> ・産業振興 ・教育・文化・スポーツの振興 ・人材育成 ・まちづくり ・就職支援 など
	平成26年1月	北海道コカ・コーラボトリング(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心な地域づくり ・観光振興 ・食・健康 ・環境保全・教育 ・文化・歴史の伝承 など
	平成26年1月	北海道東宝(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道の魅力発信 ・地域活性化 ・道政情報の発信 など

○ 実施結果

- ・ 民間企業等との協働により、地域振興に関する施策を効果的に推進した。

○ 条例の実施区分
第9条 人材の育成等

道は、地域振興を担う人材の育成を図るため、道民が地域の特性、実情及び課題に応じた取組を進める上で必要とされる知識及び技能を習得し、並びに地域振興に取り組んでいる人々との交流を深める機会の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。
2 道は、地域振興に関する施策を効果的に推進するため、事業者、大学等の協力を得て、それらの人材、知見、技術等の活用に努めるものとする。

○ 施策名（事業名）
大学やNPOなど外部人材の活用による地域の活性化

○ 目的（趣旨）
大学やNPO、民間事業者などの専門的な知識や知見を有する有識者等と連携・協働し、地域振興に関する必要な人材、知見、技術等を効果的に活用しながら、地域課題の解決や地域の活性化を図る。

○ 現状（現行制度）及び実施状況

[北海道地域づくりアドバイザー紹介制度]

地域づくりの専門的な知識や豊かな経験を有する方を「北海道地域づくりアドバイザー」として随時登録し、地域の活性化に取り組んでいる市町村、団体等からの問い合わせに応じて紹介し、市町村、団体等の取組を支援している。

北海道地域づくりアドバイザー登録者数（平成25年12月現在）	52名				
北海道地域づくりアドバイザー利用回数	H21	H22	H23	H24	H25
	4	4	1	4	4
庁内各部の様々な施策を効果的に推進するため、各部からの照会に応じ適切なアドバイザーを紹介					

[北海道集落対策促進会議]

大学やNPO、企業など多様な主体の連携・協働による有識者会議を設置し、集落の維持や住民生活の確保等について総合的な見地から検討を行っている。

設置時期	平成23年9月～平成24年12月
構成メンバー	大学教授、NPO法人関係者、民間企業関係者 など
主な提言	対策のスタートアップ（対策の必要性の周知、将来ビジョンの検討 など） 対策の加速化（具体的な取組への対応、外部人材の確保、モデル事業の展開 など） 対策の連続性（取組効果の検証・改善、関連情報の一元管理 など）

[集落問題研究会]

大学などの集落問題の専門家による研究会を開催し、集落問題に関する調査研究をはじめ、集落課題の解決に向けた対応策の具体化などの検討を行っている。

設置時期	平成25年8月～平成26年3月
構成メンバー	大学教授、研究者 など
主な研究内容	集落総合対策モデル事業の取組効果の検証、集落課題の解決に向けた対応策の具体化 など

[道と市町村の共同政策研究]

地域固有の課題やその時々が発生した諸課題への対応等、地域の実情に応じて各振興局において研究テーマ設定し、有識者による講演や出席者による意見交換などを通じて、新たな施策の立案や既存施策の効果的な推進などについて研究・討議を行っている。

年 度	開 催 回 数	構成メンバー
平成21年度	13支庁において20回	・振興局及び市町村職員 ・研究テーマに応じ、民間有識者や大学の専門家等の参画を依頼
平成22年度	14振興局において20回	
平成23年度	14振興局において37回	
平成24年度	13振興局において29回	
平成25年度	12振興局において22回	

[地域づくり総合交付金（地域再生加速事業）]

新たな地域再生プロジェクトの審査及び推進に係る助言を行う地域再生プロジェクト審査会及び、採択した地域再生プロジェクトの現況や進捗状況、推進上の課題を把握やアドバイスを行うフォローアップ会議に外部有識者を招聘し、地域再生プロジェクトの効果的な推進を図っている。（地域再生プロジェクト審査会 H24～、地域再生プロジェクト・フォローアップ会議 H23～）

	地域再生プロジェクト審査会	地域再生プロジェクト・フォローアップ会議
平成23年度	-	13振興局において13回開催 [外部有識者数 のべ18名]
平成24年度	13振興局において13回開催 [外部有識者数 のべ14名]	13振興局において16回開催 [外部有識者数 のべ18名]
平成25年度	12振興局において12回開催 [外部有識者数 のべ17名]	今年度中に開催予定

〔「域学連携」地域活力創出モデル実証事業〕

平成25年度総務省採択事業として実施。利尻島・礼文島地域において、道内外の大学等と連携し、新たな観光商品の開発などを通して離島地域の活性化を図る取組を実施した。

《連携した外部団体等の一覧》

〔大学生〕

学校名	人数
立教大学	6名
北海道大学	4名
札幌学院大学	7名
札幌学院大学	10名
稚内北星学園大学	12名
合計	39名

〔アドバイザー等〕

カテゴリ	人数
民間人材	5名
大学教員	6名
合計	11名

〔地域おこし協力隊の取組支援〕

市町村が地域おこしに意欲を持つ都市住民を受け入れ、様々な地域協力活動に従事してもらい、地域の活性化を図る「地域おこし協力隊」の取組を支援するため、受け入れ体制づくりに向けた会議の開催や地域おこし協力隊員のスキルアップ・ネットワークづくりに向けた取組を行っている。

《道内市町村地域おこし協力隊受入れ状況》

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
市町村数	4	16	24	38	58
隊員数	10名	38名	55名	92名	168名

《地域おこし協力隊に関する道の取組》

事業等内容	開催（実施）時期
受け入れ体制づくりに向けた市町村担当課長会議の開催	平成25年7月
地域おこし協力隊の交流・研修会	平成22年度から毎年度
隊員同士や関係者のメーリングリストを開設・運営	平成24年7月から

○ 実施結果

大学やNPO、民間事業者など外部の人材と連携・協力し、様々な道の施策検討に取り組むとともに、地域課題の解決や地域の活性化に取り組む市町村や団体等を支援した。

○ 条例の実施区分
第10条 情報の提供

道は、道民及び市町村が地域振興に関する情報を共有し、道民の主体的な取組及び市町村が実施する施策の充実が図られるよう、必要な情報の提供を行うものとする。

○ 施策名（事業名）
地域振興に有用な情報の提供等

○ 目的（趣旨）
地域が主体となった地域振興に係る取組を進めるため、地域振興に有用な情報を積極的に提供する。

○ 現状（現行制度）

- ・ 道が行っている地域振興に関する制度や取組等の情報を、北海道のホームページや道庁ブログ、フェイスブック、広報誌「ほっかいどう」等において提供を行っている。
- ・ 振興局及び本庁地域づくり支援局に設置している「地域づくりのための総合的な相談窓口」を活用し、道民や市町村からの相談に対応する中で、地域づくりに有用な情報の提供を行っている。
- ・ 道民や市町村職員等を対象にした会議やフォーラム等において、地域振興に関する取組や先進事例等の情報提供を行っている。

○ 実施状況

[地域振興に関する制度・施策等の情報提供]

- ・ 地域振興条例第5条～第9条に基づく地域振興に関する施策の制度及び実施状況について、北海道のホームページや道庁ブログで随時情報提供

[情報発信における具体的事例]

- ・ 「地域力の育成・向上に向けた取組について」（冊子データ）の発行【平成22年度～】
国、他都府県、道内各地域、民間などの取組事例等を冊子（データ）としてまとめ、ホームページで発信。（内容は毎年度更新）
- ・ 「地域づくり支援制度」の情報発信【平成23年度～】
地域づくりを進めていくうえで活用できる国、道及び各種団体の支援制度を取りまとめ、その概要をホームページで紹介
- ・ 北海道・市町村の行政視察の受入れに向けた先進施策情報の提供【平成25年度～】
行政視察等の参考として、道・市町村（NPOや企業など民間の取組みや施設を含む）の先進的な取組みや施設などを取りまとめ、ホームページで発信
- ・ 広報誌「ほっかいどう」における地域づくりに関する取組等の情報提供
平成22年度 1月号 【特集】地域の個性が輝く北海道づくり
平成23年度 1月号 【特集】地域の元気が、北海道の新たな活力に
平成25年度 11月号 【特集】みんなで元気な地域づくり

○ 実施結果

- ・ 地域が主体となった地域振興に係る取組を進めるため、地域振興に必要な情報を積極的に提供してきた。